

令和7年6月清須市議会定例会会議録

令和7年6月11日、令和7年6月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部享
13番	岡山克彦	14番	林真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		葛	谷	賢	二
教	育	長		天	埜	幸	治

企	画	部	長	岩	田	喜	一
總	務	部	長	林		智	雄
危	機	管	理	飯	田	英	晴
市	民	環	境	石	田		隆
健	康	福	祉	丹	羽	久	登
会	計	管	理	檜	本	雄	介
教	育	部	長	石	黒	直	人
監	查	委	員	辻		清	岳
企	画	部	次長兼人事秘書課長	岡	田	善	紀
總	務	部	次長兼財政課長	服	部	浩	之
總	務	部	次長兼財産管理課長	所		邦	治
危	機	管	理部次長兼危機管理課長	舟	橋	監	司
市	民	環	境部次長兼保險年金課長	浅	野	英	樹
市	民	環	境部次長兼産業課長	梶	浦	庄	治
健	康	福	祉部次長兼児童保育課長	吉	野	厚	之
建	設	部	次長兼健康推進課長	古	川	伊	都
教	育	部	次長兼土木課長	前	田	敬	春
教	育	部	次長兼生涯學習課長	大	沼	賀	敬
教	育	部	次長兼学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛
企	画	政	策	神	野	満	裕
總	務	課	長	杉	原	敏	弘
こ	ど	も	家	寺	社	下	葉
学	校	教	育	瀬	尾		子
							光

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議	会	事	務	局	長	後	藤	邦	夫
議	會	事	務	局	次長兼議事調査課長	鹿	島	康	浩

議事調査課課長補佐兼係長
議事調査課主任

岡田一実
速水真由美

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 5名)

(時に午前 9 時 30 分 開会)

議長（成田義之君）

皆さん、おはようございます。

令和 7 年 6 月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日、長谷川建設部長から欠席の届出が提出されています。

これより、本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で 7 名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、松川議員の質問を受けます。

松川議員。

< 8 番議員（松川秀康君）登壇 >

8 番議員（松川秀康君）

おはようございます。

議席 8 番、清政会、松川秀康でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

プラスチックごみの再資源化について。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック資源循環促進法が令和 4 年 4 月に施行されました。プラスチックは、私たちの生活において不可欠な素材である一方、海洋汚染を始めとする様々な環境問題の原因ともなっています。このため、身の回りにある様々なものに使用されているプラスチックに関して、包括的な資源循環体制の強化を実現することが重視されており、当該法律においては、各自治体には努力義務として掲げられています。

本市における現在の状況としては、プラスチック容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づき分別収集及び再商品化が行われています。一方、プラスチック容器包装廃棄物に該当しない硬質プラスチックなどのプラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみの扱いとなっており、可燃ごみ袋に入れて排出していただき、名古屋市の施設である五条川工場にて焼却処分がなされています。

一方、名古屋市では令和6年度から全てのプラスチック使用製品廃棄物を一括収集し、再資源化に向けて取り組んでいると聞いております。つまり、名古屋市は昨年度からプラスチック使用製品廃棄物は可燃ごみとして取り扱っておらず、焼却処分は行っていないとのことです。

これを踏まえて、以下質問します。

①、現在、県内にて全てのプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に取り組んでいる自治体は、どれくらいありますか。

②、既にプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に取り組み、硬質プラスチックなどを可燃ごみとして取り扱っていない名古屋市の焼却場を使用している本市に対し、硬質プラスチック等の取扱いについて何かアプローチはありましたか。

③、本市におけるプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に向けた取組は、いつ頃をめどに進めていく予定でしょうか。

④、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を開始した場合、どれくらいのプラスチック使用製品が新たに分別収集されるようになりますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

①について御答弁申し上げます。

県内市町村の取組状況につきましては、既にプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に取り組んでいる自治体は20自治体、今後取り組む予定がある自治体は5自治体、未定は29自治体でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

自治体によって対応にばらつきがあるのは、どんな理由でしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

プラスチック使用製品の再資源化は、先ほども話があったように、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき行われるものでございます。法律の規定では、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に努めなければならないとされておりまして、いわゆる努力義務であるため、自治体の対応にまだばらつきがあるものと思われます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

各自治体の都合でばらついているということで理解いたしました。

収集したプラスチック使用製品の処理は、どのような流れですか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

新たに分別収集を行うプラスチック使用製品廃棄物は、プラスチック容器包装廃棄物と合わせて中間処理事業所へ運ばせていただきます。中間処理事業者は、容器包装リサイクル法に基づき、環境省から清須市の保管施設として指定を受けた事業者となります。中間処理事業者では、選別作業員により、これまでと同様に不適切物等の仕分を行い、圧縮梱包した後、再資源化、商品化を行う団体へ引き渡します。以上が流れとなります。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

中間処理事業者というのは、仕分、圧縮梱包のみを行い、再資源化は別の事業者に渡すということですね。環境省から指定を受けているということは、随意契約になりますか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

現在行っている容器包装廃棄物の中間処理業者の御質問ということと受け止めて御答弁させて

いただきますと、清須市においては1者のみ環境省から指定を受けておりますので、おっしゃるとおり随意契約で契約を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

現在、可燃ごみとなっている中で、硬質プラスチックって言いますけれども、具体的には実際はどんなものなんでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

いろいろありますが、主なものを申しますとバケツであったり洗面器、それから、プラスチックコップなどプラスチック100%でできた製品となります。分別においては、細かな点というのはまだあるんですが、ここで説明すると長くなりますので、こちらにつきましては、清須市環境ガイドブックというものが今出ておりまして、それをまた改訂する予定でございますので、各世帯に配布させていただきますので、そちらのほうを御覧いただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

現状、仕分作業で間違ったもの、バケツとか洗面器とかそういったものというのは、どのように処理されているんでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

こちらについても、現在のプラスチック容器包装廃棄物に混入しているバケツ、洗面器などのごみというふうに解釈して答弁させていただきますと、中間処理事業者が選別をして、可燃ごみとして五条川工場のほうに搬入しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

分かりました。次をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

②について御答弁申し上げます。

名古屋市に可燃ごみの焼却処理を委託している清須市、北名古屋市、あま市及び豊山町においては、名古屋市より、令和9年度末までにプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に向けた取組を開始することを求められ、その期限までに必要な措置を行うこととしております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

契約している中間処理事業者というのは、ほかの自治体では同じ事業者なんでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

現在の話で申しますと、本市が現在契約している中間処理業者は他の自治体では指定を受けていないというふうに聞いておりますので、自治体ごとに異なる事業者になると思われます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

分かりました。

環境省のことなんですけれども、仕分作業と圧縮処理をする事業者が各自治体で異なるというのは、何かちょっと違和感を覚えます。

じゃあ、次お願ひします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

③について御答弁申し上げます。

本市では、令和8年4月からプラスチック使用製品廃棄物の再資源化を開始できるよう、現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

翌年度からとすることですけれども、予算措置の対応状況についてはどのような感じでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

ただいま申したように令和9年度が期限ということで、清須市においては1年前倒しをさせていただきまして令和8年度からということで、当然予算の話になってくるかと思いますが、プラスチック使用製品廃棄物の特に分別作業等中間処理事業者の分別作業等に係る人件費の増員とか人件費のコストの話というのが大きなところがございますが、そういうことなどで処理委託費用の増額を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

実際、具体的に幾らぐらいの増額になりますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

増額する費用につきましては、大変申し訳ございませんが、今現在精査しているところでございますので、金額について現在確認中でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

今回の対応によって、中間処理事業者の選定のし直しというはあるんでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

新たに始めるプラスチック使用製品廃棄物における中間処理事業者のことだと思いますが、先ほど申ししたとおり、本市においては1者のみの指定を受けておりますので、現在のプラスチック容器包装廃棄物の中間処理業者に委託をする予定でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

中間処理事業者と再資源化の事業者には、今回の対応によって設備投資が生じたりするのでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

特に中間処理事業者においては新たなことを始めるということで、今、容器包装だけなんですが、今度、硬質プラスチックと言うことで堅いプラスチックも当然入りますので、設備投資については当然していくということで、中間事業者の方に確認し、聞いております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

仕分作業が増加するとか、あと設備投資が発生するとか、費用が増加する要因がいろいろあると思いますので、費用増加の内訳については、しっかり精査して予算対応していただきたいと思います。

次お願いします。

議長（成田義之君）

最後に、④の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

④について御答弁申し上げます。

先行して実施している名古屋市では、プラスチック容器包装廃棄物のみを分別回収していたときと比較して収集量が約8%増加したと聞いております。この比率を清須市に当てはめますと、年間で約35tのプラスチック使用製品廃棄物がプラスチック資源ごみとして収集される見込みでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

35tと言うことで、その分の費用が増加するということだと思いますが、市民への周知方法はどうされますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

市民への周知方法につきましては、令和8年度の開始に向けて既に1回、広報でもやっていたかと思いますが、広報、ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ～る」で周知を図ってまいります。

また、令和8年4月広報に、先ほど申しました清須市環境ガイドブック、こちらのほうを改訂しますので、4月号広報にそれを織り込まさせていただき、各世帯の方に配布をさせていただくということで周知のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

松川議員。

8番議員（松川秀康君）

プラゴミの範囲が広がるということで、実際変更としては結構地味な変更になると思うんで、逆に市民への周知って難しくなると思いますが、できるだけ目立つ周知をして、市民の皆さんにお知らせするようにお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

つぎに、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6番議員（山内徳彦君）登壇 >

6番議員（山内徳彦君）

議席番号6番、山内徳彦でございます。

議長にお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく1点でございます。よろしくお願いいたします。

水泳事業の外部委託について。

令和6年は、天候不良や熱中症指数が31を超えるなど水泳授業を開催するための条件が合わず、中止となった回数が多い年でありました。たくさんの子どもたちがプールバッグを持ち、水泳授業を楽しみに登校した後、連絡ツールのてとるに水泳授業中止との連絡が入ると、とても残念な気持ちになります。児童・生徒の体調を考えると仕方ないと思うのと同時に、水泳授業の中止が多いと子どもたちの水泳に対する教育に影響がないかを心配しております。

学習指導要領において、小学校では、3・4年生において初めて「水泳」の文字が登場し、楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けることが目的とされています。また、中学校では記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けることが目的とされていますが、中学3年生では必修ではなく選択扱いとなっています。ただし、小学校と中学校に共通して、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げるとされており、水泳を実技で取り上げなくてもよいとなっています。

そして、近年、学校プールの管理と水泳指導を外部委託に切り替える動きが、全国的に広がりを見せています。2024年7月、文部科学省は、特定の教員に管理が任せられ、損害賠償責任を負うおそれがある中で勤務する状況は望ましくないとして、全国の教育委員会に対し、プールの管理業務が教員にとって過度な負担になっているケースがあると指摘した上で、民間業者への委託や指定管理者制度の活用、水が自動で止まるシステムの導入、複層的チェック体制の構築などにより、特定の教員に任せきりにしない環境整備の徹底を要請しました。この動きは、教員の負担軽減やコスト削減、そして、何より児童・生徒の安全確保を目的としています。

教員にとって大きな負担となっている水泳授業ですが、文科省からも期待が寄せられているのが外部委託です。幸いにも、本市には室内プールが2か所あり、これらを有効に活用できないかと期待を寄せるところです。

そこで、以下伺います。

①、令和7年3月の建設文教常任委員会において、昨年、水泳授業の32%が中止となったとの答弁がありましたが、気温や熱中症指数等、中止の原因についてお聞かせください。

②、水泳授業を行うに当たり、教員の負担となる業務は何がありますか。

③、今後、水泳授業を継続的に行っていくために問題となるのが、1. 施設の老朽化、2. 気候変動、3. 教員の働き方改革とされています。それぞれの問題に対し、どのような対応がされているか、また、予定されている対応等をお聞かせください

④、水泳授業の外部委託は、検討されていますか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

① の質問にお答えさせていただきます。

中止となった原因是、雨天や雷などの天候不順、熱中症指数31以上、気温と水温が基準値以下又は以上の場合です。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

それでは、小・中学校それぞれ実施できた割合をお願いします。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

実施できた授業実数が、小学校で67.8%、中学校では87.4%です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

僕はほぼ毎朝見守り活動をしているんですけども、自分が見てきた感覚より実施率が高いなと感じるんですけども、僕は主に小学校を見ているんですけど、今の数字は小学校・中学校全体の数字ですか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

小・中学校全体の数字でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

既に全学年が外部委託となっている清洲東小学校と全学年の2学年が外部委託となっている清洲小学校、この2校の数字というのは入っているのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

全校の実施率ですので、含まれております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6 番議員（山内徳彦君）

じゃあ、外部委託をしていない学校や、していない学年だけの実施率というのを教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

外部委託を含まない実施率は、63%です。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6 番議員（山内徳彦君）

63%ってちょっと下がるような感じがするんですけども、前年度外部委託をしている学校の実施率というのは100%と考えていいんでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

アルコ清洲で実施した水泳授業は、100%となっております。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6 番議員（山内徳彦君）

100%と言うことだったんですけども、外部委託というので委託先の都合で中止になると いうようなことは、よっぽど考えられんのかなと思うんですけども、あえて言うなら機器の故障ぐらいだと思います。それに関してもそうですけれども、そうそうあるものじゃないのかなと思います。それに比べて今回のアルコの大規模改修みたいな事前に分かるもの、そういうものに関してはあらかじめの御対応をお願いします。

では、施設への移動についてですけれども、清洲小の2、3年は徒歩で移動しているということなんですかとも、何分ぐらいかかる移動しているのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

清洲小学校が、徒歩で移動しております。清洲小学校からアルコ清洲までは、片道15分ほど移動に要しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

真夏の移動、しかも日中になると思うんですけれども、そうなると、熱中症の問題というのが真っ先に思い浮かぶんですが、熱中症以外で移動時に大雨であったり、雷であったり、そういういつたことがあったとしても移動というのはされていくという考え方でよろしいですか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

移動に関しましては、先生やボランティアの方々に児童の安全に配慮しながら引率していただいております。

また、安全に移動できないような状況下、先ほど議員がおっしゃられたような状況下においては、適宜適切な判断を行いまして、児童の安全を最優先にして中止にすることも考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

児童の安全最優先ということで、前年度は移動時の事故とかそういうことは報告されていますか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

事故などの報告は、受けておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

安全な移動、ありがとうございます。

それでは、次の質問で。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

②の質問にお答えします。

水泳授業前にプール水の塩素濃度、PHを測定・調整するとともに、水入れ、授業後は機械・備品の確認及びプール施設内外の清掃等です。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

以前、学校プールへの給水で、教員による水の止め忘れが相次いでいました。学校プールの水の止め忘れは、被害があった市によると、校長と止め忘れた教員に水道代金の約半分にあたる100万円を請求し、その後、入金が確認されたということがありましたが、このようなリスクがある上での教職員の費用面の負担も減らしていかなくてはならないと感じますが、文科省の進める水が自動で止まるシステムの導入や複層的チェック体制の構築などは進んでいるのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

自動で止まるシステムの導入の予定は、現在ございません。

プールの水の管理につきましては、複数の教員で行っております。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

ハードの部分が進んでいないけれども、ソフト面はある程度進んでいるよということだったと思うんですけども、近年、ほかの自治体では学校プールで起きた事件があったと聞きますが、学校プールの事故は民間や公営のプールに比べると件数は少なく思えるかもしれません、実はこの裏にはおよそ300倍のヒヤリ・ハット事案があるとも言われております。深刻な事故を防ぐために、専門性が必ずしも担保されていない教職員が日常的にプールの点検管理をし、細心の注意を払って水泳指導を行っていることも考え、教員の多忙解消や負担軽減を鑑み、改善していく必要があるのではないかと考えますが、そういうた負担軽減に対してはいかがお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校の先生方の意見を聞きながら、改善するべき点があれば検討してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

では、具体的に改善すべきと今考えてらっしゃることがあれば教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

具体的に現在考えていることは、ございません。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

現在のところ、本市では、現場というか教職員の方々から意見がないので、具体的には対策を考えていないというふうに受け取っておきます。

また、改善すべき意見がありましたら、その都度、御対応をお願いしておきます。

それでは、③へお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

③の質問にお答えいたします。

施設の老朽化に対しては、適切に修繕、機器の更新、プール槽の塗装工事を実施しています。

気候変動に対しましては、児童・生徒の安全を考慮し、水泳授業中止の判断基準を設けています。

教員の働き方改革に対しては、プール開き前の清掃作業は業者委託にて実施しています。また、プール衛生管理者一人に負担がかからないよう、複数人や学年ごとでプールの管理をしています。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

適切に修繕されているということですが、清洲東小学校のプール修繕では、見積りの段階で約4,000万円の費用が発生する、そう分かったため修繕をせず、隣のアルコでの実施となりましたが、今後、ほかの学校において多額の修繕が必要となった場合は、どのような対応になるのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

大規模な修繕につきましては、他の方策も検討しながら慎重に対応せざるを得ないものだと認識しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

いつかは市内学校プールも寿命を迎えることになると思いますので、状況に合った様々な方法で対応をしていってもらいたいと思います。

つぎに、授業中止の判断基準を設けているということだったんですけども、この基準という

のは、国の基準なのか本市の基準なのか、どの基準でやっているのか教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

日本水泳連盟や文部科学省の指導を基に、各学校で判断基準を設けております。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

各学校ということだったんですけれども、それぞれ基準が違ったりするものなんですかね。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

中止の判断につきましては、各学校の判断によります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

各学校ごとに判断基準があるということは混乱を招くおそれがあるかもしれませんけれども、それぞれの学校には状況も違うところがありますので、各学校、適切な判断の上で子どもたちの安全を守っていってもらいたいと思います。

また、プール水の管理や清掃等は教員にとって負担となっているに違いありませんが、現在は、清掃作業は委託しており、管理者について複数人で行っているということで、教員に対しての配慮もうかがわれ、非常に有り難いことだなと感じております。

ある自治体では、教員の4分の3が「水泳指導に自信が持てない」と回答していると記事で読んだことがあります。物理的労力の改善も必要ではありますけれども、精神的な面での改革も必要ではないかと思いますので、今後はメンタル部分も支えていただけるようお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

④の質問にお答えします。

基本的には自校のプールで水泳授業を行ってまいりますが、昨今の記録的な猛暑や施設の老朽化、教員の負担軽減を踏まえ、今後、計画的に学校以外のプールへの移行について、課題もありますが、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

いろいろ課題もあるが検討していきたいという御答弁でしたが、外部委託について費用面での試算があれば教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

一クラス10コマ、17クラス分で授業をした場合の試算では、カルチバ新川を使用し、指導の委託をし、バスでの送迎をすると520万円です。アルコ清洲では700万円、近隣の民間施設では500万円を見込んでいます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

今の御答弁、一クラス10コマ、17クラスということは、6学年あって3クラス平均で18クラスという感じで、小学校のことだと思うんですけども、中学校に関しては学年は半分になるんですけど、大体が持ち上がりなので、今の数字とそう大差はないと考えていいですか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

外部委託した場合の一クラスに係る委託費用につきましては、小学校と中学校では違いはない

と考えています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

持ち上がりなんで、クラス数が変わらないから大差ないよということだと思うんですけども、それでは逆に、自校のプールで授業を行った場合の費用というのは幾らぐらいでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

清掃委託費、ろ過器の保守点検費、水質検査費、水道代、ガス代等で年間約100万円程度となっております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

100万円と言うと結構安いなど感じるんですけども、ふだん教職員の行っている保守点検作業とか授業中の児童・生徒の安全を見守ることを考えると、そうそう100万円だから安いという単純計算ではいかないと思います。

また、老朽化により新たな整備が加われば、更に費用がかさむことになり、外部委託のほうが安価で行えるという時が来るとは思います。

それに加え、子どもたちの水泳授業の安全性の確保、教員の多忙化解消、また、現場環境改善につながることができるものもメリットだと思います。

それでは、アルコとカルチバプールの一般利用者の1日の稼働率、午前と午後が分かればお願ひします。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

アルコ清洲の午前は、火曜日と木曜日が100%、水曜日、金曜日は67%がアルコ清洲の自

主事業で使用している割合でございます。午後は、全ての曜日で100%一般開放をしております。

カルチバ新川の午前は、火曜日、金曜日が83%、水曜日、木曜日は67%がカルチバ新川の自主事業で使用しております。午後は、全ての曜日で67%の一般開放の割合でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

なかなか高い稼働率で空きが少なそうに感じますけれども、現在この状況で、市内12小・中学校の授業をカバーできるかどうかというのは検証されていますか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

アルコ清洲とカルチバ新川のプールのコースの空き状況から、市立小・中学校の全ての水泳授業を行うことは難しいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

全ての水泳授業を行うことは難しいということでしたが、どれぐらいなら行えるかということについて、例えば1、3、5年生だったらできるよとか、さつき学習指導要領の中3は必須じゃないということもあったんですけども、3年を抜いたらどれぐらいできるかとか、そういうた現状の試算というのを聞いていますか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

基本的には、自校プールで水泳授業を実施する考えですので、そのような試算はしておりません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

ぜひ現状を把握しておいていただければなと思います。

つぎに、デメリット、私が一つ思いつくものとしては着衣水泳があるんですが、そもそも水泳の授業が学校で行われることのきっかけとしてよく語られるのが、1955年にあった紫雲丸沈没事故です。修学旅行中の子どもたち168名が命を落としたこの事故が、水難事故防止のための水泳授業の普及に大きな影響を与えたとされています。そうであるならば、万が一、池や川に落下した場合の自衛策を身に付けさせることに重点を置くべきであり、泳ぎやすい水着を着た授業よりも着衣遊泳の授業がメインとなるべきところではございますが、衣服と靴を着用して入水した場合、その後に水質を調整する必要があり、さらには、換水が求められることもあるため、多くの学校では着衣遊泳は水泳シーズンが終わるタイミングで行われているようです。

ここで質問ですが、現在、本市の各学校のプールでは、着衣水泳というのは行われているか教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

着衣遊泳につきましては、令和6年度、市立小学校8校のうち、5校が実施しております。残りの3校は実施する予定でしたが、雨天のため中止になったものでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

多数の学校が行えたことは、ありがとうございます。

学校プールを利用した着衣水泳は、水質が悪くなることから最終日に行われますが、外部委託となった場合において、着衣水泳授業は行う方法というのはあるんでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

外部委託先との調整が必要になってくると考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

着衣水泳については、万が一のために児童一人一度は経験させてあげたいと思います。今のプールはろ過機能も進んでいるかと思いますので、ぜひ調整のほうをお願いいたします。

それでは、現在、外部委託を行っている学校は、プールが隣とか徒歩で15分程度という所の学校ですが、遠方からの学校、そういった場合の送迎方法や送迎時間、そういった問題が出てくると思うんですけれども、その辺りについてはどのような対策をお考えか教えてください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

移動時間を考慮した場合、2時間続きの授業を組むことになります。小学校においても教科担任制が進んできていますので、より綿密な授業計画を作成することになります。

また、送迎にバスを使用する場合、大型バスが学校付近まで乗り入れることが物理的に難しい学校もあります。そのため、マイクロバスや小型の送迎車を複数台確保する必要がございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

なかなか大変なんですけれども、今2時間続きの授業を組むということだったんですが、2時間続きとなった場合も、現在、外部委託している2校において見学となった子どもたちというのは、この2時間ってどう過ごしているんですか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

プールサイドでの見学となっております。

以上です。

議長（成田義之君）

山内議員。

6番議員（山内徳彦君）

プールサイドでの見学ということだったんですけれども、先ほども暑い中15分移動するよとか見学の時間も2時間になるよっていうことだったので、そういう場合には、児童・生徒の体調を鑑み、学校内で待機することについても考えていいってもらいたいと思います。

最後のまとめとなります。本市の水泳授業について小・中学校では約3割の水泳授業が中止になっているということが分かりました。一方で、外部委託を行っている学校では実施率100%を維持しており、そのメリットが顕著であり、これから時代には水泳授業の外部委託は必要不可欠なものになると考えております。しかしながら、外部委託の検討については、費用面や施設の稼働状況、それぞれの学校からの移動時間、送迎方法など複数の懸念事項があり、これについて今後、長期的な課題として取り組んでいかなければならないと考えます。

以上を踏まえ、児童・生徒の安全確保と教員負担の軽減、そして、今後も継続して水泳授業ができるよう考慮しながら、今後の教育環境の改善に向け、積極的に検討していただけますよう要望いたします。

また、近隣の学校では、更衣室内での盗撮被害が報告されており、更衣室の管理体制の強化も重ねて要望しております。

水泳授業を安全に実施するためには、プール施設だけではなく、更衣室の監視体制も重要となります。特に外部委託を検討する際には、盗撮防止のための監視設備の強化や更衣室の管理体制の明確化が求められます。児童・生徒が安心して授業に参加できる環境を整えるため、関係者に対し、安全管理の徹底を再度お願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

すみません、大変申し訳ないです。先ほどの松川議員のお話の中で、私、既に周知のほうをしておるようなニュアンスの答弁をさせていただいたかと思いますが、当然のことながら、プラスチック廃棄物の話につきましては、今、事業を調整中ということもあります。予算も今、精査

しているというところでございますので、まだPRのほうは当然のことながらしておりませんので、これから来年に向けてPRのほうをしていくということですので、そのようなニュアンスの発言をしたことについては訂正しておわびしたいと思います。

以上でございます。

議長（成田義之君）

ただいま山内議員の質問の終わりということで、それは、休憩の時にまた説明してください。今、山内議員の答弁が終わったところですので。

それでは、以上で、山内議員の質問を終わります。

つぎに、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井泰三君）登壇 >

19番議員（浅井泰三君）

御無礼します。議長お許しの下、私のほうからは、自治会と自主防災会についてお尋ねしたいと思います。

南海トラフ地震や豪雨災害が懸念されていることから、自治会と自主防災会の在り方についてお尋ねしたいと思います。

最初に、合併來、本市を守るための大きな課題の一つである庄内川の安全・安心については、枇杷島橋は着工されたものの、新幹線やJR東海道本線の鉄橋は机上論のみで、いまだ着工のめども立っておりません。市長を始め関係各位には最大の努力をしていただいているところでございますが、今日の雨のことを思うと心配でならないことから、市長にお伺いさせていただきます。

一つ目の上記の課題について、今、申し上げた課題について、市制20周年を機に今まで以上の決意を表明していただきたいと思います。

つぎに、あってはならない災害に対する備えの一つとして自治会や自主防災会が考えられ、最近の動向からしますと、こうしたことにも力を注いでいかないところから、また、いろんな行事等々の困難さもあり、自治会役員の成り手が少ない、いない。自主防災会を立ち上げても、役員の選出に苦慮しているところも多くあるのではと、憂慮しているところでございます。

自治会、自主防災会には、それぞれ地域を守る大事な役割があります。その役割の中心となる市政推進委員や自主防災会の役員と、それに関わる施設などの運用について質問したいと思います。

2番目として、ブロックや自治会で公民館と呼んでいる建物について、名称を集会所として統一する考えはございますかということです。

3番目に、集会所の在り方について、行政が規則などに関与し、もう少しこの在り方について、運営の仕方等々に統一する考えはございますかと。

4番目には、集会所の数をブロックや自治会ごとに人口、面積等に応じて何か所までと定める考えはありますか。

5番目に、市政推進委員や字役の負担は重く、規則の熟知などはとても不可能だと感じるわけでございます。地区集会所整備費補助金などの制度、これは集会所の緊急修繕に対する処置など、この見直しについてのお考えはございますかということです。これまでの在り方に多少疑義を感じるところもございますので、5番目の質問をさせていただきました。

六つ目には、市政推進委員以外の役員の報酬について、自治活動補助金交付要綱の第3条第3項において、この中で市政推進委員以外の役員の報酬を補助対象としていくことはどうかという御提案でございます。

7番目には、集会所を現行の地域避難所の補完避難所として位置付ける考えはあるかということもお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、永田市長、答弁。

市長（永田純夫君）

庄内川に架かるJR2橋につきまして、今まで以上の決意を表明するようにという御質問でございますけども、市長就任以来、安全・安心、とりわけ治水安全度の向上につきましては、最優先で取り組んできたつもりでございます。御質問の特構事業につきましては、国に要望を重ねてきましたことによりまして、まずは先行して県道枇杷島橋が、一昨年には仮橋に切り替えが行われまして、それで、昨年は特に信号の所ですけども、枇杷島橋の取付け部分が堤防も高くなって、堤防整備が完了し、本当に目に見えて進んでいるという状況でございます。

続くJR2橋、新幹線と東海道本線の架け替えにつきましては、これは、庄内川整備促進期成同盟会を通じて、今まで国に要望活動を続けているところでございますが、今後も早期工事着手に向けて、国土交通省並びに財務省に対しまして粘り強く、引き続き要望活動を強力に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

決意のほどは重々くみ取っておるわけでございますけれども、ちょうどこれで市制20周年誕生、東海豪雨から25年、まさしく市長とは合併以来、この課題には重々取り組んでいただいていることは承知の上ですけども、20周年に当たって、私どもの清須市を守る第一義は、やっぱり庄内川の安全・安心にあると思うんですよね。

南海トラフとかいろいろ言われているんですけども、庄内川がもしも破堤するなんていうことになりますと、清須市は壊滅状態になる。このことを懸念すると、どうしても屋上屋を架すといいますか、釈迦に説法と言ったら失礼なんですけど、どうしても今日のような雨も降りますと言ふわざるを得ない。ちょうど選挙もあるし、20周年でもあるということから、私はJRと新幹線、せめて青写真ぐらい、工期の日程という青写真ができなきややれないでしょうけども、しかし、合併して20年たってもまだ示されないということは、お金もさることながら、国土交通省の国土強靭化の中で、私どもへの予算がだんだんだんだん先送りになっていっているのではないかなどと、そんなふうに思うわけですよね。

もちろん清須市議会の中でも、清政会を始め私ども、ごめんなさい、個別のあれはともかく、自民党会派、公明党会派、私ども含めて、共産党も含めて、それぞれ国政のところへいろいろ陳情活動をしているところですが、そういう中で、我々のほうからも国政を通じた回答はなかなか引き出せないという、私どもの怠惰な責任というものもあるかと思いますが、やっぱり市長を中心は何遍も申し上げますけども、東海豪雨から25年、風化させないために、大きな紙芝居の活動とか東海豪雨を語り継ぐ会とか、風化させないために皆さんそれぞれ頑張っているわけですね。

この時期になると、いつになつたら橋の架け替えをやるんだ、そういう声がふつふつと出てくる。ましてや今回、市長選ということで、それぞれの課題はいろいろある。そうした中で、市長も大変でしょうけども、単独で期成同盟会のほかに東京へ陳情に行かれたとか、いろいろなことはお聞きするんですが、より以上の決意をお願いするものであります。

もう一言だけよろしくお願いします。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

全国にはありとあらゆる川があって、今、毎年毎年大きな災害があって、全国から要望活動が行われております。国土交通省の基本は、単独の要望活動は極めて難しい。例えば清須でも庄内川整備促進期成同盟会、それから、新川・五条川同盟会、それから、清須は福田川を抱えておりますので、日光川の同盟会、それぞれ同盟会で要望活動を行っております。それが基本なんですが、私、2年前に枇杷島橋の工事が本格的になった頃から、全国治水大会、中部治水大会、これは清須は役員になっていないものですから、出席要請は強くはないんですけども、2年前から出席をして、なるべく顔を売って、国交省の幹部の皆さんと接点が持てるように今やっています。それが功を奏したかどうかは分かりませんけども、1年半前には、私もびっくりしたんですけども、全国治水大会の後に財務省と国交省へ要望活動に行くときに、急に財務省への要望活動に組み入れていただきまして、当時は鈴木財務大臣でしたけども、直接、狭窄（さく）部のJR2橋の必要性について大臣にお話をする機会をいただきました。

それから、昨年の11月は、これも恐らく特別だと思うんですけども、清須市単独で要望活動に行ってもいいということで、庄内川の期成同盟会は会長が名古屋市でございますので、愛知県と名古屋市に了解をいただいて、一人で行ってきましたし、幹部の方に必要性をしっかりと要望させていただきました。

これらのことばは、引き続き時間の許す限りと言いますか、最優先で日程調整をして全国大会、中部大会にも出席をして顔つなぎをして、しっかりと要望活動を行っていきたいというふうに思っています。

恐らく詳しい話は私も聞かされておりませんけども、JRもテーブルについているという話は聞いておりますので、議員御案内のように、道路や道路に続く橋は公共物ですので、それぞれの行政間で調整がつけば、もちろん財政的なことがあるんですけども、ゴーサインが出るんですけども、このJRの2橋は民間の施設でございますので、JR側がうんと言わないと前に進まない。とりわけ新幹線と東海道本線は大動脈、ローカル線とは違いますので、止まつたらえらいことになるもんですから、相当慎重に事を運んでおるんだろうというふうに思っておりますけども、一日も早く表に出る形で行けるようにしっかりと取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

JRのほうもいろいろ工法を変えるとか、もっと安価にできる方法とか、鉄橋を架け替えない、アンダーパスを外側へ持ってきて河川の流量を増やすとか、いろんなことを考えていると、内々と言いますか、裏話と言いますか、そうしたところも聞こえてくるようなこともあります。ぜひ市長には、お忙しい中ですけれども、このことを片時も忘れたことはないと思いますが、一つ、より以上にお骨折りいただきたいと、そんなふうに私どもも一生懸命お力添えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、議長、あと②と③と一緒にお願ひします。

議長（成田義之君）

つぎに、②と③の質問を一括して、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

総務課、杉原です。

まず、②の質問についてお答えします。

ブロックや自治会の公民館や集会所の名称については、ブロックや自治会の話し合い等で行い、名称を決めております。そのため、市において名称を統一した場合、現在の名称から変更となることから、統一する予定は現在ありません。

続いて、③の質問についてお答えします。

集会所は、各自治会やブロックでその必要性を検討し、その目的に沿った形で建設されていると認識しております。集会所の建設や廃止などについて検討する際に相談していただければ、話し合いの場に職員を派遣させていただきます。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

「公民館」「公民館」と、我々もつい集会所のことを呼んでしまうんですけども、公民館というものは、正式には、規則では清洲市民センターとか5か所のみですよね。どうしても呼び慣れた何々公民館とか名称を名乗ってしまうわけですけども、合併以来、随分たつものですから、やは

り名称というものをある程度統一していただきたい。そうした中で、公民館と集会場の位置付けを考えていかなければならぬのではないかなど、そんなふうに思うわけです。

あと、集会所の在り方についてある程度統一できないかというのは、それぞれの町内会の考えがあるから、一概に統一しなさいというのも行政側からは言いにくいかとは思いますけども、しかし、集会場によっては、旧の我々の言う公民館では、例えばその使い方に営利を目的にしておるとか、例えば民間の営利会社は入れちゃいかんとか、いろんな規則がそれぞれあると思うんです。ある程度、行政側からそうしたものを示唆いただけだと有り難いかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

営利目的等につきましては、自治会の収入となる部分も多いかと思いますので、その辺りにつきましては、市で「こうしてください」というのはなかなか難しいものですから、やはり自治会、ブロック内で話し合いをしていただいて、決めていただければと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

これは堂々巡りになるので、4番へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

④の質問についてお答えします。

集会所の建設は、各自治会やブロックでその必要性を検討した上で、真に必要な場合に建設するものであることから、市で建設数を制限する予定はありません。また、人口減少、少子高齢化が進む中で集会場を建設した場合、将来にわたって維持費などの負担が発生することから、集会所を建設するのではなく、公共施設の貸館を利用している自治会もあります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

そのとおりでしょうね。

一つの懸念するところは、地区集会所の整備費補助金、この中で土地の取得上限600万円があるんですけども、例えば地区地区、町内町内によって、市街地ばかりの所もあれば、調整ばかりの所もありますよね。と言うことは、地価が10倍ほど、10倍どころか20倍、30倍の開きがあるんですよね。そうした場合に、上限を定めるのではなくて、区域によっては上限をある程度、今の市街地においてはもう少し高い金額にしなければ取得ができないですね。したことに対するお考えはいかがですか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

予算が絡むことですので明確な回答は難しいですけれども、他自治体の状況においても、地域によって補助金額を変えている所はございません。引き続き本市といたしましても、調査研究を進めてまいります。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

はい。では、5番へ行ってください。⑤、⑥と。

議長（成田義之君）

つぎに、⑤と⑥と一括して答弁をお願いいたします。

杉原総務課長。

総務課長（杉原敏弘君）

⑤についてお答えします。

地区集会所整備費補助金は、緊急的な修繕に対する補助制度はありません。緊急的な修繕の必要な場合は、応急的な措置をお願いし、次年度以降の本格的な工事について、工事を実施する前年度の夏頃までに要望書を提出していただき、予算の確保ができた年度に工事を行っていただくこととなります。引き続き他自治体の制度について調査研究を行ってまいります。

続きまして、⑥の質問についてお答えします。

自治活動補助金については、運営費補助金と事業費補助金があります。事業費補助金については実施した事業に要した費用に対する補助金のため、この補助金から自治会役員への報酬は支出できませんが、運営費補助金については用途に制限を設けておらず、自治会やブロックの運営に係る経費に充てていただいておりますので、こちらから自治会役員への報酬を支出することは可能となっております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

まさしく今の修繕費についてのお話なんんですけど、僕ここでずっと懸念していたことが、先ほど来、言っておりますように、自治会の役員の成り手がない。この一つにちょっとトラウマになっているんですけども、私どもの町内というと、私が今住んでるところの町内なんですが、少しここことでちょっと気が引けるんですけども、24年度にお願いをしたところ、どうしても壁に穴が空いてね、そのほかもろもろ修繕をお願いしたら、修理費の申請日が過ぎるとから駄目だと。じゃあ、壁をそのまま放っておくんですかと言ったら、それは自分で直してくださいと、こういうことでした。その時その年度の役員さんは、自費で修繕したわけです。壁に穴が空いたまでは、雨漏りとか、物騒だし、そういうことだったんですけども、質問の中には載せてないんですけども、令和5年の9月決算書には、補助ブロック、内容として、西枇・橋詰、以下5件、総務管理費の中のコミュニティ施設費補助金を出して直しましたよというのが5件載っておるんですよね。令和5年の3月予算には、もちろんコミュニティ施設費の中で確かに申請が出ているわけですよね。多分、申請期日を間違なく載せたと思うんですけども、そこには古城、西枇、清洲、新川、この4件しか載ってないんですよ。ところが、決算書には5件載っているんですね。私、整合性をどこかでお尋ねしたかったんですが、これは字によって差別をしてるか、そんなことはないと思うんですけども、この整合性をちょっと説明いただきたいんですけど。

杉原課長の前の人人が課長の時代で、杉原課長のほうで説明いただければ、お願いします。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

令和5年度の補助金の要望に計上されていなかったブロックの公民館の雨漏りがありまして、

その修繕費の補助金に対して相談を受けました。当初予算においては確保されていなかったものですから、一旦はお断りさせていただいております。

その後、令和5年度分の補助金の申請が全て出そろった段階で、要望時から事業費が減額となつたブロックがございました。その結果、その減額分を活用して、要望のなかつたブロックの修繕に対して補助を行つたところであります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

分かりました。

でしたら、なぜ第4ブロックからの申請をむべもなく却下して、じゃあ、その後、本年も予算がなかつたですから我慢してくださいとか、そういう一言あってもいいんじゃないの、行政としては。いかがですか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

窓口での対応につきましては、大変不愉快な思いをさせたところがあるかと思いますけど、そこにつきましては謝らせていただきます。

西堀江からの相談につきましては、今の追加で行った補助金の決定額を差し引きますと、予算残高が数万円程度しか最終的には余らなかつたものですから、その関係で西堀江の地区の補助金に対応することができなかつたものですから、お断りさせていただいたという形になります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

だったら、できないということを一言、来年にほかのものは回してくださいとか、予算が確保できたらやれるかもしれないとか、そういうことを言わなきや、ただでさえ市政推進委員とか自主防災会の役員の成り手がないときに、今になってから、2年もたつてから、その時は対応が悪うございましたで済まされるかね。ちゃんときちっともう一度フィードバックしていただきたい

よ、その分は。いかがですか。この場で謝ったってお礼言わないよ。伝えないよ。行政はその当時の対応が悪かったで、議会で一般質問だから許されるというものであるけども、今、謝られたって、僕はそんなことは当事者には伝えないよ。どうしてくれるので。この場で謝ったって、そんでいいの。議長、お願いします、回答を。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

いま一度ですね、西堀江の市政推進の方とお話し合いの場を設けさせていただきまして、対応させていただきたいと思います。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

ぜひお願いします。

あと、自主防災会ね、この関係も非常に、市政推進委員と自主防災会のいろんな役員になっていただく方、これも毎年毎年いろんな字で苦労してみえると思うんですよね。6番のことなんですが、市政推進委員と副は準公務員といいますか、市政推進委員と特別職の職員として多少手当がありますよね。自主防災会とか、そうしたところへ、また、市政推進委員以外の町内会の役員の方に対して報酬を払っておるところとそうでないところと、全くボランティアだけというところも市政推進委員の成り手不足、自主防災会の成り手不足になっているところがあると思うんですね。補助金の中の自由に使える中から役員手当を、また、自主防災会の手当を支払っているところがあると思うんですけども、これを行政から年度当初に指導していただくというのは難しい話なんですか。ずっと続いているところと払っていないところ、あそこは払っておつて、俺のところ何で払ってくれんみたいな、町内会でブロック単位でいろいろそごがある。いかがですかね。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

運営費補助金の使い方につきましては、やはり各自治会なりブロックの中で話し合いを持って、規約等で定めて支出を行っているかと思いますので、市のほうで払ってくださいというのはなかなか

なか言えないものとなります。

それで、年度初めの市政推進委員会におきまして、市政推進委員会の資料として、市政推進委員、副市政推進員の方に配付しております資料の中にも掲載しております。また、説明等も行つておりますので、運営費の支払いの仕方につきましては、自治会の中で話合いを持って決めていただければと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

運営費補助金の受け方というのは、曖昧なんだよね。何に使ってもいいですみたいな書き方をしてあるわけ。これは、私みたいな人間だと遠慮して使えんのよ。あなたなら、こうやって書いてあるから、何でも使ったれと使うかもしれん。使いにくいわけよ。やっぱりある程度そちらから、活字にせよとは言わない。だけど、何にでも使っていいよというような曖昧な書き方をするなら、活字の中にうたっていただきたいし、説明欄の中でうたっていただきたい。

回答はいいです。

7番、肝心なことを、5分しかないけど、7番へ行きたいと思います。

議長、お願いします。

議長（成田義之君）

最後に、⑦の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋です。

⑦の質問についてお答えいたします。

災害の規模などにより、現状の21の指定避難所だけでは避難者を収容できないことも想定されるため、市の指定した避難所ではないものの、補完するものとして開設いただくことは問題ありません。

なお、開設した際には、避難者の把握等を行うため、災害対策本部に御連絡をお願いいたします。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

指定避難所だけでは避難者を収容できない場合、集会所などを臨時避難所として開設することは問題ないということですよね。開設に備えて、自治会においても事前にもちろん準備はしているかなきやいけないと思います。市からの補助制度がいろいろあります。それをちょっと確認したいと思いますが、いかがですか。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

緊急時に集会所などを臨時の避難所とする想定がある場合は、議員の御指摘のとおり、ある程度の食料や飲料水、携帯トイレや毛布、その他の防災資機材などをあらかじめ準備していただいたほうが避難者に安心していただけるのではないかと思っております。

本市では、ブロックを対象に、防災資機材の購入などに対し補助を行う自主防災組織補助金がございます。この補助金を活用し、計画的に備蓄しているブロックもございますので、ぜひ御活用いただければと思います。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

今の市政推進委員と自主防災会、いろいろ話し合った中で、集会所の運用の仕方というものをいろいろ話し合っておるわけでございますけども、臨時の避難所を開設した場合に、臨時というか、今、集会所も臨時で開設してもいいよと、やむを得んよと、こういうことで災害対策本部にはその旨連絡してくれと。恐らくそこに避難した人は、どんな人が避難しておるか。例えばそれは、子どもからお年寄り、健常者から、もっと言えば、福祉避難所へ行かないかん人もおるかもしれないわね。そういうことを情報提供しなさいということですか。その辺をちょっと確認したい。その具体的な支援。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

臨時の避難所に避難された方などのように、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても必要な生活関連物資の配布だとか情報の提供、その他生活環境の整備など必要な措置を行うということになっております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

やっぱり市政推進委員の方と自主防災会の方と、どんなものを備蓄したらいいかとか、その補助にもいろいろ限度があるもんですから、その辺をいろいろお話をしてくれるんですけども、僕は、今ちょっと言いました福祉避難所というものの位置付けが、例えばアルコを開設して、前回、同僚議員から質問があったように、早く整備しなさいということで、健康福祉部長のほうから回答して、早急にやりますというものの、今日になってもまだできておらんわね。それならば、僕はやっぱり福祉避難所の代替施設というか、バリアフリーとかどうのこうのと言われると何ともならんけど、しかし、やっぱり近所の方々とかそういう防災班の避難の係の人やなんかは、遠くより、車も動かなきゃ手を引いてでも、やっぱり近所の集会場へ連れていかれると思うんだよね、自宅で避難できなきゃ。どうですか。福祉避難場所としての代替施設としての機能というものは、公には言えないんでしょうか。

議長（成田義之君）

浅井議員、誠に申し訳ないが、時間が経過しておりますので、以上で、浅井議員の質問を終わらせさせていただきます。

ここで、11時10分まで休憩といたしますので、よろしくお願ひいたします。

（ 時に午前10時56分 休憩 ）

（ 時に午前11時10分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

つぎに、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9番議員（大塚祥之君）登壇 >

9番議員（大塚祥之君）

議席9番、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

私からは大きく1点、ハラスメント防止対策について、よろしくお願ひいたします。

昨今、ハラスメントに対する関心が、高まっています。クレームも、度を超した身体的、精神的攻撃は、この範疇（ちゅう）に入るものと考えられています。

様々なハラスメントに分類される中、「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」「パタハラ」「ケアハラ」は、民法で不法行為と定義されています。

パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

セクハラとは、職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により、解雇、降格、減給などの不利益を受けることや性的な言動が行われること。

マタハラとは、妊娠、出産、育児を理由に職場で嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

パタハラとは、男性社員の育児休業取得や時短勤務に対し、不利益な扱いや嫌がらせをする行為。

ケアハラとは、働きながら介護をしている社員に対し、嫌がらせや必要な制度を利用させない不利益な行為を指します。

これらの五つのハラスメントのほかに、最近では、カスハラが社会問題化しており、顧客による過度な要求や不当な振る舞いは、労働環境を悪化させ、働く人の健康に大きく影響を及ぼします。この問題は、企業のみならず社会全体で解決すべき課題として注目を集めるとともに、各自治体、行政も積極的な対策に乗り出しています。

各種ガイドラインの策定や法制度の見直し、啓発活動など多岐にわたる取組が実施されています。東京都では、カスハラ防止条例を制定し、「働く人」に「客」が「不当な行為で就業環境を害する行為」を行わないように定め、この「働く人」には民間の就業者や市役所職員、学校の先生など働く全ての人が含まれるという考え方となっています。

また、厚生労働省では、カスハラ対策企業マニュアルを配布し、事業主が従業員をカスハラから守るための対応を促しています。また、愛知県では、カスハラ防止対策に関する協議会を設置して現状を把握するとともに、防止対策について協議を行っています。

ハラスメント被害は、官民共通の課題であり、本市においても避けて通れない問題であると考

え、以下お伺いいたします。

①、職員に対するハラスメントの現状とその対策について。

②、過去5年間でハラスメントによる体調不良や休職又は退職を余儀なくされた職員の人数について。

③、職員のカスハラに対応するためのマニュアルの作成や職員研修について。

④、内民間事業者に対するカスハラ予防に向けた啓発活動について。

⑤、カスハラ防止条例の制定について。

以上、御答弁お願いいたします。

すみません、1番と2番の答弁を続けてお願いします。

議長（成田義之君）

はじめに、①と②の質問を一括して岡田企画部次長兼人事秘書課長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

①と②の質問について御答弁させていただきます。

ハラスメントの種類は、様々であります。カスタマーハラスメントと考えられる内容が、見受けられます。その対策としましては、当直室の電話に通話録音機能装置を設置し、全庁的には職員の名札を名字のみの表記へ変更といった対策を行っております。

その他のハラスメントに関する内容は、承知しておりません。

続きまして、②番の答えですけども、多種多様なハラスメントに起因する体調不良や休職、退職となった職員については、承知しておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、現状に対する承知をしておりませんということでありましたけれども、ここでちょっと確認のため伺いたいんですけども、もちろんハラスメントということで、職員をもちろん対象にしたことなんんですけども、総務省だとそういういったものではなく、本市独自のアンケートだとか調査というものは行ったことがあるのかないのかお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

特にそういう調査等は、行ったことはございません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

行わなかつた理由についてお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

例えばアンケートにしても調査にしても、記名や無記名式といった形があるかと思うんですけども、記名であって、例えば加害者と被害者の関係性が分かってしまうことが嫌だと思う職員もいるでしょうし、無記名であっても、逆にそれであれば、私どもとしては、その原因、誰がどうなっているのかというところを突き止めることができないものと考えておりますので、そういう調査等は行っておりません。

いろいろ職員も相談に来ることがございます。私、こういうふうに言われちゃって、ちょっと嫌なんですっていうこともあるんですけど、ハラスメントという認識までは持っていない、そういう相談はございます。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、アンケートの行われなかつた理由についてお聞かせいただきました。先ほど、相談ということが岡田課長から御答弁にありましたけれども、例えば万が一、そういう職員のほうがハラスメントを受けたときの、また、相談だったりとか、そういうものの流れというか、どういう窓口でどういうような手順でそういうものを報告するというのが決められているのかどうか、それが職員間でもいいですし、一般の方からのものもありますし、そういう取決めというのは、何か決め事というのは、本市はどのようにされているのかお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

私の所管の中では、職員の対応をさせていただいております。一般の方の対応はしておりません。職員からそういった相談があれば、人事係のほうで、まず内容をいろいろお聞きして、その上で加害者と被害者という関係性が分かれば、それはそれで双方の意見を聞いた上で、ハラスメントの確定といいますか、ハラスメントじゃないかと思われれば、また、そこは深く相談なり協議の場を持っていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

そういう可能性があるハラスメントであれば協議の場を設けていきたいよという御答弁でしたけども、相談窓口ということで人事秘書課ということで私は理解しましたけども、例えば相談窓口、人事秘書課の方が当然そういう相談も受けられると思うんですけど、人事秘書課の職員の皆さんというのは、例えばハラスメントだったりだとか、いろんなこともそうなんんですけど、そういういった研修だとか、そういうものを受けた方がこういった相談窓口に当たるのか、そういうしたものがない方が相談窓口に当たっているのかの現状をお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

これは③の質問にもなってくるとは思うんですけども、まずクレーム対応だとかハラスメントに関する研修は、受けてもらっております。そういう中で、こういった対応の方法だとかも勉強しながら、また最近ちょっとオンライン研修でカスタマーハラスメントの勉強だとかも受けもらっておりますので、隨時そういう対応ができると考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、オンライン研修等々でそういったハラスメントに対する研修だったら受けていただいているということで、これはありがとうございます。

それで今、窓口というものが人事秘書課で対応するということで、何度もお伺いするんですけど、こういったものを、例えば第三者機関で対応していくとか、例えば職員の中でも人事秘書課ではなく人事ではない第三者的な職員の皆さんのが受けけるというものが、私は望ましいというふうには考えるんですけど、その辺に対しての御意見というのをお聞かせください。議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

先ほど職員間の中でハラスメントかどうかという判断をしていくという中で、市の顧問弁護士、それから、産業医の先生にも御相談をさせていただいてます。その上で、それがハラスメントじゃないかと言われればそれはそれですし、違うんであればそのような別の対応をしていくというふうに決めさせていただいております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

第三者機関の方といろいろやっていただけたということでした。

先ほど岡田課長からの最初の御答弁にあったカスハラ以外のハラスメントの現状というのは把握していないよというところではありましたけども、それっていうのは、現状、人事秘書課のほうで把握しているこういったハラスメントの加害者、被害者という言い方は変ですけど、そういう職員はゼロだということで私は認識すればよろしいですか、お聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

そのとおりでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

ゼロだということで、これは非常に清須市のそういったハラスメントの対策というものがしっかり取られているのかなということで認識いたしました。

先ほど元来言われているみたいに、ハラスメントというもの、先ほど第三者機関もありましたけど、どのように研修を職員の方に受けていただきながら、情報共有をしながら、いろいろな啓発等々も必要だというふうには考えるんですけど、カスタマーハラスメントのところでも聞くお話にはなると思うんですけど、今のこの現状に対して職員間の情報共有というものは、どのような方法で行われる御予定かお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

掲示板、パソコンの中のキャビネットとかにクレーム対応マニュアルだとかも載せさせていただいていまして、こういった場合はこういうふうに対応しなさいよというふうな決まり事を載せて、周知はさせていただいております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、周知ということで、そういった情報というのは全て一括して人事秘書課、ほかの課では所管しないということでおろしかったでしょうか。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

職員に関するハラスメント関係、クレーム関係は、私どものほうで対応させていただいております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

分かりました。

あらかじめ人事秘書課で対応しているということあります。

公共団体におけるハラスメント対策としては、事業主というのは、方針を明確化及びその周知啓発に努める、相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備をつくる、職場におけるハラスメントに関わる事故の迅速かつ適切な対応、今、1から3まで述べましたけど、その趣旨と合わせてこうするべき措置ということで、必ず相談者や当事者のプライバシーの保護を守るということを守らなくちゃならない非常に難しい部分だと思います。

先ほどアンケート調査というのがなかなか難しいところというのは、そういった被害者、加害者というものが出てくるものに対してなかなか難しいところだよというところではありましたけども、やはりもう少し今の体制より、よりよい職場環境をつくるためには、こういったものも何らかの形で実施していく方向というのが望ましいと思います。

先ほどアンケート調査のときに総務省からは、本市のほうにそういったハラスメントのもので、これは随分前になると思うんですけど、そういったもののアンケートをお願いするということはあったかもしれないんですけど、やはり私は、本市としましてもなかなか難しいハードルではあるにしても、そういったアンケートや調査だとかができる、こういう体制づくりというものがやっぱり必要だというふうに考えるんですけど、こちらに対してもう一度、今のことと含めた上でのアンケートだとか調査というものに対しての本市のお考えをお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

議員御指摘のとおり、総務省からのそういった通知等々は承知しておりますけども、先ほど申し上げた理由によって、今後も行う予定はございません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

なかなかアンケート調査だとかそういったことが難しいというような御答弁ですけども、くどくど言いますけど、職員のよりよい職場環境の改善のためにも、難しいというところではありますけど、何らかの方法も含めて、例えば先ほど言った第三者、総務省だったら人事院だとかそ

いったものにも相談ができるというのもあるし、顧問弁護士だとか、そういうところにも相談ができるというふうに言っていたので、そこを通しながらでも、やっぱりこの問題というのはしっかりと受け止めていただいて、先ほどから職員を守る、皆さんによりよい職場の環境づくりを守るために必要なことだというふうに私は認識していますので、これは何らかの形でアンケート調査を行っていただきたいということを要望させていただきます。

③の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、岡田企画部次長兼人事秘書課長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

③の質問について答弁させていただきます。

各部署がカスタマーハラスメントを始め様々なクレームに組織として対応できるように、清須市クレーム対応マニュアルによって対応をしております。

また、職員研修につきましては、愛知県の研修センターで実施しているクレーム対応研修などを希望によって受講してもらっております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

対応するためには職員研修ということで、もう一度、御答弁をいただきました。

今までに分かる範囲で結構なんですけど、何人ぐらいの職員が、各課から研修にやっていただいているのか、例えば人事秘書課に特化しているのか、その辺の情報がもし分かればお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課に特化しているわけでもございませんし、各課で一人ずつといった限定をしているわけでもございません。年度初めに研修センターからこういった研修があるよというふうに紹介があって、その希望に基づいて職員が受講してもらっております。毎年二、三人程度受講はして

いただいております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、職員研修ということで伺って、ランダムにやっていただいていると、各職員が受けているということで、非常にいい研修になっているんではないかと思います。

また、職員のカスタマーハラスメントということでお伺いしているのは、多くの人が訪れる例えば市役所の窓口というのは、こういったカスハラを含めた上での温床になる環境だというふうに、また、この実情を踏まえた上で、例えなんんですけど、講習を受けた職員間の皆様方の間で、こういった事例だとかそういうことを理解し、情報共有するということが、職員を守るよりよい環境づくりにつながるというふうに私は考えるわけですけども、研修を受けた職員たちに対して、こういうことがあったよということで、ディスカッションだとか、例えそういう情報共有をする機会というのも私は設けていくというものが、潜在的な各職員に伝わっていくんではなかというふうに考えるわけですが、これに対しては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

受講した職員がそれぞれ所属の中で共有していってもらっているというふうに認識しております、そのためというか、カスタマーハラスメント等も事案によっていろいろですので、それはクレーム対応マニュアルに沿ってやってほしいというふうに指導しておりますので、そういう研修の場だとか、それぞれ時間中に集まってという勉強の場をということまでは考えておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

すいません、ちょっと飛びますけど、愛知県の方が6月に条例制定している関係もあって、当然、清須市としても、県が施行するに当たりましては、多分遵守していくんだろうと思いますので、

こういった形のことも再度検討していただきて、よりよい、本当にこういったハラスメントというものの現状とその対策って、今でもしっかりと講じていただいているんですけども、もう一度深掘りしてやる意味があるんではないかと思うので、そういった際には、そのことも含めた上でもう一度検討をしていただきたいと思います。

あと、もう1点なんんですけども、例えば先ほどから申し上げているとおり、6月の定例会に愛知県のほうから上程されます。例えばなんんですけど、それが条例制定されたときに、市役所内的人事秘書課として、こういったカスタマーハラスメントに対する独自の対策というものを今後検討していくのか、今検討されているのか、その辺も含めてお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

愛知県の条例につきましては、今、上程されるところは承知しております。内容を踏まえて、そういった何らかの対策は検討しなければいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

例えばなんんですけど、そういった制定されたいろいろな市町があるわけですけども、カスハラ対応の標準化と、透明性の確保が求められているということで、ちょっと私の記憶は定かでないで駄目なんですけど、例えば防犯設備だったりとか防犯の記録システムの導入だとか、いろいろなそういったコスト面はかかるてしまうんですけども、当然、職員の安全性の確保とカスハラの抑制に直結するという重要な対策ということで、こういうのも挙げられている自治体もあるわけですけども、そういったことというのは今後考えていくかどうか、今現状はそういうことではないという話なんんですけど、これからということでどのように今お考えなのか、もう一度お聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

対策としましては、①で御答弁させていただいたとおり、名札の表記を名字に変えたり、それ

から、当直室の電話に録音機能を付けたり、そのほかには非通知でかけられてきた方の着信は拒否するようにしております。あと、教育委員会のほうで会計年度任用職員として警察O Bの方を雇用しております。この方は、ふだんは青少年家庭相談員として勤めていただいておるんですけども、そういうカスタマーハラスメントになるような事案があった場合には、それぞれの事案のある場所に出向いていただいて対応もしていただいておりますし、そういったことがあれば、すぐ警察に通報するようにもしております。

そしてまた、庁舎内の全体的な話になりますと、3月にさすまたを活用した不審者対応訓練、そういうものも行っておりまして、それぞれの対策でカスタマーハラスメント・クレーム対応というのは、本市としては十分できていると考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、警察O Bの話もいただきました。本市としても、今の段階ではカスタマーハラスメント、これから制定されていくものに対して、しっかりと独自の対策というのは検討しているというのは分かりました。

一番難しいところではありますけど、カスハラというのが通常のクレームとそうした悪質なクレーム、カスハラと言われるものというものの分類だとか、そういったことが非常に難しい案件になってくるよと。そういうことも含めてなんですけども、本市としては、クレーム対応マニュアルの中に現在そういうものの定義というか、正当なクレームなのか、カスハラなのかというのを見分けられるような文書的なものというのは、きちんと記載されてるかどうかお聞かせください。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

対応方針等を記載させていただいております。まずカスハラとクレームの違いなんですけども、カスタマーハラスメントについては、妥当性を欠いた要求ですとか社会通念上、不相当な手段などを用いた悪質な行為と捉えております。また、クレームについては、市民からの相談ですとか疑問点、といった説明や改善を強く要望される場合のことをクレームと捉えております。そ

いったこともクレーム対応マニュアルのほうに記載があり、その中の対応方針としましては、3点大きく設けておりまして、クレームを市民からの御意見や御指摘を捉えること、積極的クレームを受け入れて分析・削減できるように再発防止を図る、そういったことが一つ目。二つ目としては、クレームを組織の課題として認識して、不当な要求や悪質な苦情、そういったものは、組織として毅然とした態度で対応する。3点目としましては、クレーム者に対して、傾聴、共感、謝罪、それから、事実確認、解決策の提案、約束の履行などクレームに対する基本的な対応手順、そういったものを定義する、そういったことをクレーム対応方針として定めております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、三つの対応策ということでお伺いしました。

それで、カスハラに関してなんんですけど、現状はまだ条例制定もされていないカスハラ、非常に難しいケースだと思うんですけど、今実際、カスハラに対して理不尽なクレームだとかを受けたという事例というのは、カスハラに関してはあるというふうに受け取ってはいるんですけど、その辺りもう一度お伺いしてよろしいですか。

議長（成田義之君）

岡田次長。

企画部次長兼人事秘書課長（岡田善紀君）

これまで何件かございます。主な例としましては、窓口や電話における長時間の拘束、頻繁に来庁や電話をされてそういうことを繰り返すパターン、あとは、大声での恫（どう）喝や罵倒、暴言を吐かれる、そういうことがございます。そういうクレームに対しては、こちらも毅然とした態度で組織的にクレーム対応マニュアルどおり対応していくということを行っておりまして、ついこの4月の上旬だったんですけども、警察に通報して警察官に来ていただいた例はございました。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

きちんと対応していただいているということが、よく理解できました。

警察に通報するだとか、そういった形も取られるということで、これからどんどんどんどんこういったいろんなハラスメントだとか、このカスハラに関してはそうですが、条例制定がされてくれば、一般の方だとか、職員間でもそうですし、いろいろなことでよりよい環境づくりのために皆さんのが遵守しなくちゃいけないという法律というか、その条例が決まってくるわけなので、これはやっぱりしっかりと本市としてもそれに取り組んでいただきて、よりよい環境づくり若しくは職員のよりよい能力を發揮する場づくりとして、こういったものに今後もしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

これは、要望として挙げさせていただきます。

それでは、④の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦でございます。

④についてお答えさせていただきます。

一部社会問題にもなっているカスタマーハラスメントの問題は、国も令和に入り取組を始め、厚生労働省がカスハラ対策企業マニュアルや対策リーフレットを作成しております。

今後、市ホームページや広報などで周知を図るとともに、商工会を通じて会員にも紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

早速、広報とホームページと商工会を通じて紹介していくということだったんですけど、これは非常に本当に市民に促すきっかけになると思います。

これに対して具体的な日程というかスケジュール的なものがもし分かれば、お聞かせください。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

市のホームページや広報につきましては、しかるべき時期に速やかに行いまして、商工会への会員への紹介につきましては、商工会の通信誌「流れ」がありますので、「流れ」の記事にて今年度中には掲載したいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、非常に速やかに行っていただけるということで、そういった記事に今年度掲載しますとの御答弁をいただきました。これに対して市内民間事業者なんですけど、どのような効果が期待できるというふうに考えられているのか、お聞かせください。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

条例の目的であります基本理念が定められ、事業者、労働者及び顧客などの責務が明らかになることによりまして、市民や事業者が自覚をして、市内全体でカスタマーハラスメント防止対策の推進が図られると考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

市内全域でカスタマーハラスメント防止対策の推進が図られるということで、こちらは本当にぜひ日程スケジュールに合わせて、民間事業者に対して啓発、周知できるようにお願いしたいと思います。

続いて、⑤の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、⑤の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

③についてお答えさせていただきます。

カスハラ防止条例は、東京都や北海道、群馬県、三重県の桑名市、群馬県嬬恋村で制定されて

おります。愛知県においては、既にカスタマーハラスメント防止条例検討会議が設置され、この6月議会に条例が提出されますので、今後、県の動向を注視してまいりたいと考えております。
以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、県の動向を注視、愛知県ではカスハラ防止条例が制定された、10月を目指すということなんんですけども、これが制定されたら、本市も当然その県の市町として遵守するというふうに思われますけども、これは非常に難しい件だと思いますけど、愛知県としては罰則規定を設けないというような方向性だということで伺ってますけども、これについて本市の見解をお聞かせください。議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

カスハラ防止条例における罰則等については、罰則を設けない理由としまして、カスハラの行為の範囲が限定的となりまして、罰則が適用されない行為が正当化されることや罰則により顧客などが萎縮をし、正当な意見や要望が言いづらくなることが考えられます。これらに基づいて、条例制定済みのほとんどの自治体において罰則などを設けていないというふうに考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

ほとんど自治体は罰則などを設けないというようなお考えだというふうに認識しました。本当に正当な意見や要望が言いづらくなるということで、なかなか難しい部分だとは思っております。愛知県では、先ほどから申し上げているとおり、10月からこのカスハラ防止条例の施行を目指すという考え方を示しております。本市においてもカスハラ防止条例の制定に向けて、くどいんですけど、愛知県の動向をしっかりと注視していただくとともに、このカスタマーハラスメント、カスハラというものは、小売業だったりだとか医療や福祉、公共交通機関、学校現場等、例えば市役所職員、幅広い職種、業態で見られるということが指摘されています。また、その実態というものは、すごく様々で、その業界によってカスタマーハラスメントに求められる基準というも

のが異なることも含め、非常に難しい部分だとは思うんですけど、本市としても業界ごとの事例の収集というものに努めていただきまして、愛知県から下りてくる条例を遵守するとともに、独自の制定も視野に入れながら、しっかりと情報収集に努めていただいて、カスタマーハラスメント防止条例について市役所一丸となって取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開は、午後1時30分とします。

よろしくお願ひいたします。

（ 時に午前1時42分 休憩 ）

（ 時に午後1時30分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開いています。

つぎに、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく二つの質問をしたいと思います。

はじめに、SNSを活用した悪臭情報収集ツールの導入についてであります。

化製場は、化製場法に関する法律に基づく国の政策の下で運営されています。しかし、悪臭などの環境問題に関する規制は依然として不十分かつ不公平な状態にあり、その対応が自治事務として地方自治体に委ねられているのが実態です。

あま市に所在する化製場においても、悪臭の発生や畜産廃棄物に群がるカラスによる生活被害が依然として継続しており、周辺住民は日常生活への深刻な影響を受け、健康で文化的な生活が脅かされています。

こうした現状を踏まえると、市民の声をリアルタイムで正確に把握・共有し、迅速かつ的確に

対応できる体制の整備が喫緊の課題であると考えます。ＩＣＴの利活用により、通報の即時性や件数の向上、情報の蓄積と分析が可能となり、苦情対応の効率化や中長期的な対策立案にもつながる考えます。

そこで、以下の点について伺います。

①、ＳＮＳやスマートフォン等を活用した通報システムの導入について。

市民がスマートフォン等から、現在地、臭気の強さ、発生時刻などの簡易な情報を入力できる仕組みを整備することで、従来の電話対応に比べて多くの通報を受けることが可能となり、悪臭発生状況の傾向や偏在の把握、通報データの蓄積・分析による中長期的な対策立案にも資するものと考えます。こうしたシステムの導入に向けて前向きに取り組むことが必要であると考えますが、導入の必要性について本市としてどのように考えるのか。また、検討に当たっての具体的な視点や今後の対応方針について伺います。

②、悪臭公害に対する体制強化と信頼構築についてあります。

行政と市民との信頼関係をより確かなものとするためにも、悪臭公害に関する苦情対応の迅速化、監視体制の強化、そして、市民との信頼関係の構築は、重要な課題であると考えます。これらの点について、本市はどのような課題認識を持ち、今後どのように対応を強化していくのか。また、その具体的な方針と工程について伺います。

大きな2番であります。五条川の河川改修整備遅延への対応策について。

近年、過去に例のない局地的な豪雨が毎年のように頻発しており、五条川における河川改修の遅れに対して市民から不安や懸念の声が高まっています。

そこで、以下の点について伺います。

①、五条川の整備の進捗状況と遅延要因について。

五条川の整備は30年に一度の確率で発生する洪水に対応できる計画として進められていますが、現在の整備の進捗率はどの程度か。また、当初の計画に対して進捗に遅れが生じている場合は、その要因や課題について伺います。

②、五条川の治水課題の整理と構造的制約への対応策について。

先般開催された防災講演会では、「21世紀は水害の世紀」として環境省の「豪雨日数の変化予測」資料が紹介されました。清須市など五条川下流部では、一部護岸や排水路の整備が進む一方で、上流部における水量制御が不十分なため、下流部への負荷が高まっている状況です。五条川の治水は、市民の生命と財産を守る上で最重要課題です。現在の課題をどのように整理してい

るのか。また、鉄道、橋梁、水門などの構造的な制約によって事業が進みにくい点についてどのような対応策を講じていくのか伺います。

③、五条川の河道流下断面の維持管理についてであります。

五条川の河道流下断面の維持管理は、どのように実施されているのか伺います。

以上であります。

御答弁よろしくお願いします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

1の①について御答弁申し上げます。

SNSやスマートフォンを活用した通報システムの導入は、臭気に対する通報の手段を多様化し、電話による通報に比べ、市民の通報に対するハードルを下げる効果があるものと認識しております。

一方で、通報システムの導入は、双方向の情報ではないため、意図的な虚偽の通報、特定の施設に対する悪意のある通報、臭いの発生源が特定できない通報なども寄せられることが想定され、情報が錯綜（そう）することへの懸念も考えられます。

また、臭気の問題は、特性上、時間の経過とともに状況も変化するため、市職員が寄せられた情報を確認し、その情報の信憑（ぴょう）性を担保するということにも課題を感じております。そのため、現状では導入に踏み切ることは困難であると考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今るるメリット・デメリットで、最終的には今困難だという御答弁いただいたわけであります。そこで、質問の中で導入の必要性についてまず伺いたいわけであります。

臭気という見えない公害への対応を市民の体感情報とリアルタイムの可視化によって、私はSNSを使ったものを使えば集めることができる、リアルタイムで可視化によって集めることができる。この辺は、ハードルを下げるとかいうことも含めて、1点は、先ほど部長が言われた答弁

の中で、一部一致しておると思うわけであります。しかし、双方向ではない、臭いの発生源を特定できないという懸念事項も述べられたわけであります。

電話による通報は今行われているわけですけれども、非常に心理的なハードルが高いと思うわけです。電話よりもやはり気軽に通報できる、先ほど言われたハードルを下げしていく手段になると思うわけですが、この通報を通じて、住民の困っている情報状況を見える化して迅速な的確な行政対応が実現できるわけでありますので、さらには、市民と行政のコミュニケーションが円滑になるわけで、この辺を十分捉えれば私は可能だと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか再度お聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

再度同じ答弁になってしまいますが、おっしゃるように、SNSとかスマートフォンを活用すれば、電話に比べれば心理的な条件というのは下がるので、市民からの情報というのは集めやすいという、こういった利点があるという反面、これはまた繰り返しになるんですが、双方向でない形になりますと、意図的な情報とか悪意のある情報、こういった情報も来るわけでございます。また、情報をもらって現場確認と、そういうことも必要なのかなというふうに思われますので、そういう意味からしても、いただいた情報というのが本当にそうなのかどうかというところが確約が持てないという点でちょっと不安を感じるところがございますので、導入には踏み切ることは困難ではないかなというふうに今考えておるところでございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

集めやすいというところは共通があると思いますし、皆さんのが集めやすかったら的確に迅速に行動するということも私は可能になると思うわけであります。しかし、今るる言われた懸念事項がどうしても言われるわけですけれども、昨年の9月の質問の中でも私、述べたわけですけれども、市政推進員の方からのアンケートの中で、清洲地区では「悪臭が少しも解決していない」、こういう回答が寄せられておったわけです。だったら私は、やっぱりもっと市民の声を拾い上げて、すくい上げていく、この問題解決の課題をきちっと捉えていく、こういう姿勢が私は大変大事であると思うわけであります。

その点で、双方向云々と言われたわけですけれども、臭気問題が健康や生活環境に関わる重要な課題であるということについて、まず当局との共通認識を伺いたいと思います。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

臭気につきましては、私も何遍か体験しております、それがやはり継続的に続くということに対しては、市民の方の苦痛というのは十分気持ちとしては分かりますので、それに向けて清須市として取り組めることについてはこれまで行ってきたわけですが、これからも同じようなことにはなるかと思いますが、それはなぜかと言うのは、議員に説明するまでもなくよくお分かりだと思いますので申しませんが、清須市でできることは、いわゆるデータの蓄積であったり、意見を多く拾って、それをあま市を通じて化製場にお伝えする。または、連絡会議がございますので、そういう場できちんと多くの御意見、蓄積したデータを示すことが清須市としてできることだと思っておりますので、今までやってきたことを更にできる限りそういったデータ、意見を集めて対応していくということが大事かなというふうに思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

その辺では、共通認識はあるわけであります。そこの懸念事項をどう越えていくかというところで、もう少し当局との距離を詰めていきたいわけですけれども、先ほど懸念された中で、一つは、匿名でも通報できて、うそか本当か、いろんな信憑（ぴょう）性の問題ですね、こういう心配もされるということも言われました。しかし、GoogleやLINEとかツールがいろいろあるわけですけれども、そういう技術に対してもクリアできるようなシステムもあると思うわけであります。

昨日もこども計画の議論の中で、Webによる意見箱の話も出ていたわけであります。情報を効果的に収集して迅速に対応していくという、こういう仕組みの導入というのは私は必要だと思うわけであります。

更に言えば、悪臭防止法とかいろいろ環境に関する公害法があるわけであります。それに基づいて情報を収集しようというものでしたら、基準の遵守状況を調査や指導する権限が自治体にあ

るわけで、正にモニタリングというのは適法な行動だと思うわけであります。

その上で、再度いろいろ共通認識を更に広げる意味で言いますけれども、本市にはキヨスマという公式なアカウントがあるわけであります。そこには、市民の参加型の機能もあるわけであります。市民と行政の情報共有を円滑にして地域の活性化に寄与する、こういうことでやられているわけであります。

例えばキヨスマに新たに公害通報のカテゴリーを追加して、大気とか騒音とか臭気、こういうものを設けて、通報フォームを設計して運用すれば、市民からの通報ですね、いろいろ行政のコミュニケーションが円滑になって迅速な対応ができると思うわけであります。また再度同じような答弁でいただくと非常にお互いあれなもんですから、まずこういった問題について議論されたのかどうなのかだけお聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

公害関係全般についての議論というのは特にはないんですが、臭気以外の話については研究していく余地はあるかなというふうには思います。

ただ、臭気についてはまた堂々巡りになってしまいますが、同じことをちょっとと言わないかんということを省略をさせていただきますが、ただいま私が申したようなところがございますので、少し難しいかなということと、ちょっと懸念しているのが、議員御存じのように、あま市に化製場がありまして、清須市は指導権限がないということと、それから今の臭気に対する規制が違うということで、あま市の規制からいくと問題がないというふうに思われるわけなんですが、そういった特定の企業に対して何か意見をいただくということについて、ちょっと私も悩むんですが、行政として、これが公平性の観点から望ましいのかどうかというところを少し懸念事項として思うところがございますので、そういったところも含めて、まず臭気についてはやはり難しいかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

先ほど私がちょっと例として出したような公開通報という全般的なカテゴリーを設けて追加し

ていくという方法もあるのではないかということを提案させていただいたもんですから、ちょっと頭の中にまた入れておいていただきたいと思います。

それで、今後の対応方針についてであります。先ほど言われたわけですけれども、やはり情報を定量化しないと、課題として位置付けや認識が連絡調整会議等でもなかなか従来どおりの話合いで終わってしまうと思うわけであります。そこで、本市は臭気のモニター制度ということで、この間ずっとやられておるわけですけれども、これについての取組結果はどう生かされているのか伺いたいと思います。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

端的に言えば、いわゆる連絡会議というものがございます。御承知のとおりだと思いますが、愛知県農林水産部、環境部、健康福祉部が参加しております。あま市、清須市、それから化製場との連絡会議を年4回やっておりまして、そこで、今のモニターの方の蓄積したデータにつきましては御報告をさせていただいているものというものでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

であればですね、私、このモニター制度を、今すぐやれるのはモニターをもっと定量的に増やしていく、苦情のデータに基づき、客観的な判断をしていく上でも必要だと思いますので、行政と市民が協力して地域の臭気問題に取り組む大事な手段としてのモニター、これは、市民の臭覚を活用して地域の臭気問題を科学的に評価して、改善に向けた具体的なデータとして提供しておるわけでありますので、先ほどから言ってるSNSのこういった活用の検討が前進するまで定量化、皆さんからの声を集める上で、モニター制度自身も市が一部の人にお願いするだけではなくして、市民からもやりたいという人には積極的にお願いしていくというやり方も考えられないのか質問します。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

正に、次の監視体制の強化にも出てくるんですが、ＳＮＳが駄目ならどうやって意見を集めるかと、こういった話になると思いますが、それに対して今現在モニター制度ということで、夏季、冬季ということで、そのシーズンに分けて10名ずつモニターの方に調査を依頼しておるところでございまして、唯一できるとするならば、今後の検討にもなりますが、そういったモニターの増員であったり回数の増加、こういうことについては検討余地というはあるのかなというふうに今考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

定量化していく意味でも、ぜひ検討して前に進めていただきたいということをお願いしておきます。

②の回答お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

1の②について御答弁申し上げます。

監視体制につきましては、これまで同様、市民による臭気モニター調査を行い、年間を通して臭気データの蓄積を図り、定期的に開催されます愛知県、あま市、清須市及び愛知化成事業協業組合が参加する連絡会議の場で、逐次報告してまいります。

市民との信頼構築につきましては、通報、苦情による迅速な現地確認、緊急臭気測定による記録データの収集と事業所訪問、連絡会議での発言と発表など、今後も清須市としてでき得ることを継続し、問題解決につなげていくことに尽きたと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今の御答弁は、この間、何度もお聞きしたわけであります。本市としてやれることをやって、市民の願いを解決していく、このことが求められるわけであります。

化製場の指導権限がある、あま市の御答弁を聞きますと、「工場は50年以上たち、老朽化している。」と、「老朽化により幾つかの諸課題に対して改善の要望があるが、今まで抜本的解決に至っていない。化製場の老朽化に伴う諸課題を解決するためには、現所在地から移転すること以外の方策はないと考えている。」、こう答弁されたわけであります。

老朽化で諸課題の解決に至っていないと認識されているわけであります。公害はあってはならないし、各種法令によって規制があって、守られなければならない問題であります。老朽化で限界に来ているということであります。そして、その対応が自治事務として地方自治体に委ねられているという実態であります。ですから、リアルな実態を把握して、私は声を届けていく、これが非常に大切だというわけであります。

今までどおりでいいと思わないから、先ほど1のような質問をさせていただいたわけであります。部長も御答弁の中で「出来得ること」と言わされましたので、しっかりやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

その上で、化製場は畜産業にとってなくてはならない産業と言われているわけであります。そして、同施設は、県内に及ばず中京圏からたくさんの畜産副産物等が運ばれているようであります。処理量、さらに、取扱い量が増えれば、同時に悪臭等のリスクも増えるわけであります。そして、諸課題として、周辺地域住民に長年にわたって解決に至っていない問題として、こういった課題があるわけであります。

老朽化も限界に来ているとのことですが、周辺住民の皆さんには、この先どうなっていくんだと、周辺住民の方は、日常生活においての精神的ストレスが我慢も限界に来ているわけであります。本市としてどう解決に向け進めていくのか、考えているのか、これが非常に私は次の行動に結びつく大切なことだと思います。前にも言いましたけれども、コンプライアンスから解決していくためにどうするかであります。

最近のあま市の御答弁にもあるように、今、担当部長も御発言がありましたけれども、今議論の中で、この辺のお考え方や思いがあつたら何か一言述べていただきたいと思います。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

化製場について、今、中京圏から物が来ているというお話を聞きまして、化製場が今に至る経緯も聞かさせていただいたことがございます。それを考えると、当然、あま市、清須市だけの問

題ではなく、国や県も積極的に介入していただかなかんかなかなというふうに思っているところでございますが、ちょっとあま市の議会の話が出たんですが、私もネットを見ておりまして、令和6年12月10日の愛知県議会の農林水産委員会というのがございまして、そこで、ある議員が、あま市と名古屋市中川区高畠の化製場の現状についての質問がございました。とりわけあま市の化製場については、局長ぐらいのレベルの方だと思いますが、「化製場は50年が経過しており、施設の老朽化が著しいことに加え、」ここできちんと認識をされておりますね。「臭気の問題を抱えており、対策が必要になっている状況」ということできちんと認識をされておる。その上で、「現在の場所は土地の制約等」、この制約等というのはいろいろと聞いておりますと、そこは、用途地域でいくと第二種中高層住居地域ということになっておるようで、化製場の建て直しはできないというような状況だと思います。そういうこともあります、移転も含めた対応が必要と認識しているが、移転先がどこにするかが一番の課題であるということで、愛知県も、これを見る限りは、化製場の移転に向けて動いているというようなことは感じられるわけでございます。

しかしながら、清須市としては、また同じ話になるんですが、それがいつになるかということはまだ全然分からん話ですので、これまで以上に化製場に対して物が言えるように、やはり議員がおっしゃるように、データの蓄積とかを多く持ってお願いをしていくということは、これまでどおり変わりなく進めていくということでやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今るる述べられたとおりであります、この諸課題も含めて解決していくためには、問題解決に向けた今まで以上に効果的な対応をしていくことが大事でありますので、しっかり取り組んでいただくということをお願いして、私の大きな1番目の質問を閉じます。

2番目にお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

土木課長の前田です。

2の①についてお答えいたします。

五条川の整備につきましては、管理者である愛知県により、河川整備計画に基づいて下流から順次整備を進めております。

現在の進捗状況につきましては、名鉄名古屋本線の下流まで改修が完了しており、今年度は名鉄名古屋本線の上流、船引橋から長者橋の区間において護岸整備などを実施すると聞いております。

くわえまして、河川の狭窄（さく）部となっている名鉄名古屋本線橋梁、清洲橋の架け替え事業、また、下之郷堰の撤去事業については、順次事業を進めておると聞いております。

五条川を含む新川圏域全体の計画は、平成19年に策定した新川圏域河川整備計画に基づき、おおむね30年で整備する目標としています。

五条川の整備計画の内容は、本市下流の下萱津地内の新川合流点から青木川合流点にかけての区間について、流下能力の増大を図るため、河床掘削及び橋梁改築等の整備を行うこととなっております。

個別箇所の事業について、当初の想定より時間を要していることは承知しておりますが、計画全体としての進捗の遅れが生じている等の話は愛知県から聞いておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

遅れておるということは承知しておりますが、目の前を見れば分かるわけであります。五条川は河川整備計画において、新川の合流点から県が言っているのは岩倉市内の大市場橋の所までの14.8km、この区間を整備していくと位置付けているということであります。現在どこまで来ているかと言うと、下流部となる新川合流点から巡礼橋の所の2.7kmまでの河道改修、ここまでしか完了していないわけあります。

2007年に整備計画が策定されて、当初30年かかると言われたわけでありますが、既に18年たっているわけであります。14.8キロの区間の整備で合流点から僅か2.7キロぐらいまでしか来ていないと、こういう現状があるわけであります。

今ですね、2007年当時とは随分豪雨とか水害が頻発して、非常に心配されるわけです。計画の見直しも求められるわけですが、昨日の夜中でも物すごい雨が降つとるんですよね。今日の五条川を見てもらっても分かることおり、本当に雨季に入ると心配で仕方がないわけであります、

そこで、あえて少し具体的にお聞きしますが、五条川の河川整備計画において、河床掘削とか堤防強化、排水ポンプ、ここの進捗状況はどういうふうに捉えられているのかお聞きします。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

今3点ほど言われましたことについては、河床掘削につきましては、今年度は巡礼橋の下流約100mの地点で実施を予定しておりますと聞いており、順次、下流から河床掘削をしてきております。

堤防の強化につきましては、強化についての実施の予定は聞いておりませんが、昨年度に引き続き鉄道橋上流の左岸、その部分の低水護岸の整備を予定しておりますと聞いております。

あと、排水ポンプにつきましては、現在、五条川の改修事業に合わせまして、市の西清洲ポンプ場の整備計画をする予定でございますけど、あと、河床掘削、堤防強化については、県から課題等は今のところ市としては聞いておりませんが、排水ポンプにつきましては、西清洲、神明町地区の浸水被害を軽減するためにも早急に着手できるよう、西清洲ポンプ場の着手ができるよう検討協議して、早急に対応できるようにしたいと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

計画を出されて、私の今日の質問の中にも進捗率という文字が入っておったと思うわけですが、それについては遅れているということで、進捗率が曖昧になっているんですよね、全体の中でどういうふうになっておるんだと。先ほど巡礼橋の所までということで、上流に全然進んでないんですよ。それはなぜかと言うと、後からの質問で出ますけれども、やっぱり鉄道の高架化の所で止まつるんですよ。今こういった改修計画に基づいて、既に18年たっている中で、どういうふうにこれを理解して、そして、市民に対してどう知らせて協力を得ようとしているのかということについて、県との間に入られて、市としてこの事業についてはどういうふうに考えられているのかお聞きします。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

鉄道高架事業で鉄道橋の改修事業が遅れているということは認識しておりますけど、その部分についてやれない所はあるんですけど、その前後で、先ほどちょっとお話をさせていただいた低水護岸の整備で、河道の洗掘等が起こらないような整備をさせていただいているということで県からは聞いておりますので、やれる範囲内で、清洲橋もそうですが、実施できる所からまず影響がない部分で実施して、河川改修を行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

時間がありませんので、二つ目の回答をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

2の②についてお答えいたします。

五条川の治水課題につきましては、新川圏域全体として急速に都市化が進み、自然の遊水機能を有している水田・畠地等が減った影響で、雨水の河川への負担が大きくなり、水害のリスクが高まっています。一方で、本市は鉄道や道路網に恵まれた反面、河川を渡る橋梁が数多く設置されている影響で、河川改修が長期化し、膨大な事業費を要する構造的な制約が課題となっています。

特に大きな課題として、名鉄名古屋本線橋梁の架け替えがあります。名鉄名古屋本線は古くから当時の五条川に合わせて建設された鉄道橋で、現在の五条川の通水断面は計画する河川改修断面の半分程度と狭く、五条川の水が堤防から越水し、浸水被害を発生させるおそれがあります。

このため、鉄道橋を速やかに改築し、川幅を広げる必要がありますが、この事業につきましては、国と県が協力して鉄道高架化事業として行うこととし、本市は事業に必要な用地について区画整理事業を実施するなど、速やかに工事着手できるよう後方支援しております。この結果、昨年度末、鉄道工事の施工協定が締結され、今年度以降に鉄道仮線工事を着手する予定と聞いております。

本市といたしましては、五条川の治水効果を早期に発現させるために、五条川の橋梁部を先行

して工事着手されるよう調整してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

気象状況を踏まえると、計画順序どおりの整備だけではリスクに私は対応できない状況にあると。さらには、下流部からやっていくということで、名鉄の所でずっと止まっているんですよね。名鉄の狭窄（さく）部、流れが半減しとするということを言われました。そうすると、洗掘ということで、流水の力によって川岸や河床などの土砂が削り取られて洗い流される現象、数年前に名鉄の上流の右岸の堤防が少し削れた所があったわけあります。今、課長が言わされたように、今年の名鉄の鉄橋の周囲が洗掘されているので、石を入れたものを河床に並べて床固めされたわけですが、この場所は過去にも堤防が破壊されたということを言ったわけですけれども、非常に洗掘のリスクは高いわけであります。昨日からの雨を見ていただくだけで非常に怖いわけであります。

上流だけではなくて、洗掘というのは、名鉄の下流側にも起きているわけであります。乱流状態になって洗掘力が最大化すると言われておって、雨の中で水かさが増えた時に見ていただくと、今日、帰りでも見てください。堤防が壊れたから、上流側は袋に入れたい石を敷き詰めたわけですけれども、そういうことが起きたからやったんです。

今、下流側が、非常にそういう状況で乱流状態になって渦巻いているんですよ。何が対策が必要かということはきっちと調査されているのかということもありますので、今日は時間がありませんので言いませんけれども、しっかり洗掘、上流だけじゃなくて下流側も大丈夫かどうかを確認していただいて、対応が必要ならしっかり取り組んでいただくということを今日はお願いしておきたいと思います。

3番目の回答をお願いします。

議長（成田義之君）

最後に、2の③の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

2の③についてお答えいたします。

五条川の河道流下断面の維持管理につきましては、五条川に限らず、県管理河川については、

原則年1回、草刈りを実施する方針だと聞いております。

また、樹木の伐木や土砂堆積等のしゅんせつについては、住民からの通報や河川パトロール等で事象が確認された場合に、予算の範囲内で検討すると聞いておりますので、お気づきの点がございましたら、愛知県尾張建設事務所へ連絡いただくか、本市土木課までお知らせください。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

計画流量が特に狭まった所については、先ほど流下能力が低下して大変危険な状態、この共通認識があつたし、縦横断測量、それから、河道内の樹木調査、これは市民から通報があつたからじやなくて見れば分かるんですよ。私も何遍も言つとるけども、やれへんのですよ。土砂のしゅんせつは巡礼橋の下流までやられておりますが、名鉄があるから、それより上流は堆積しているわけです。さらに、河川断面内の雑木、これは見た目には自然の一部のように見えますけれども、流水時には治水上の重大な障害となって、例えば堤防の法面に雑木があると、根ごと流された場合、堤防自身が洗掘されるというリスクがあるわけであります。

新年度予算には、五条川河川敷桜樹木管理台帳作成業務費として302万円、桜の木には予算計上されるとるんですよ。で、その下の雑木をどう捉えておるのかということが、私は非常に疑問なんですよ。

先ほど言いましたように、通報すれば予算の範囲内で切るんだと。私は県にも何回も言つとるんですけども、切ってないんですよ。何で切らんのかというところが今、課長が、予算の範囲内ということで、この辺のことは、土木部の皆さんばっかりに言うのは、危機管理部長も前は土木にみえたもんで、正に危機管理だと思いますので、ぜひ見に行っていただきたいと思います。

流下能力の低下というのは、排水とか越水とか堤防の洗掘といった二次被害を助長させますので、こうしたリスク回避こそ防災だと思います。県のほうもきちっと巡回しとると言いますけれども、見てのとおりでありますので、この間、新清洲四丁目の堤防の所をずっと工事をやられたわけですけれども、雨季はやらないということで工事が一時ストップになっていますけれども、非常に工事後の現場の状況の原状回復が、私は非常に不備だと思うわけです。その辺も含めて、雨季に入った時に、やっぱり地元自治体から声を上げていかないといかんこともあると思いますので、しっかり対応していただきたいということをお願いして、最後、課長のほうから何か御答

弁があったらお聞かせいただきたい。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長土木課長（前田敬春君）

議員言われるよう、河道内の樹木につきましては、うちも把握はしておりますので、県に再度要望をかけて、なるべく予算内ということではなく、ある程度予定を持って伐木のほうを実施していただけるように、再度強く要望はしたいと思っております。

河川改修事業につきましては、先ほど議員が言われたように、新清洲四丁目、あれは正しく洗掘対策のために低水護岸の工事をしているということで、その下流部分についても、右岸、左岸、低水護岸の整備をしたことによって、洗掘は起こりにくくなっているという認識でうちのほうは県の工事で解消されるとと思われますので、その辺につきましては、これも上流を続けて工事をしていくと聞いておりますので、その辺、間違いなく実施されるように県には要望していきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

最後に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1番議員（伊藤奈美君）登壇 >

1番議員（伊藤奈美君）

議席番号1番、伊藤奈美です。

議長のお許しを得ましたので、私からは二つのテーマで質問をさせていただきます。

1、婚活支援と結婚新生活支援事業について。

現在、日本では、少子高齢化、人口減少が急速に進んで社会に深刻な影響を及ぼしており、出生率低下に歯止めをかけることは喫緊の課題です。少子化対策は経済的支援の強化や子育て環境の整備、働き方改革など多岐にわたりますが、結婚・出産を希望する若者への支援もとても重要です。

現在、多くの地方自治体で婚活支援が行われており、愛知県では結婚支援センターを開設し、モリコロパークでの大規模な婚活イベントの開催や市町村、民間（非営利団体）が開催する婚活

イベントへの補助など結婚を支援する様々な取組がなされています。

本市でも令和7年度事業で、「人口減少の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、市内で婚活イベントを開催するなど、結婚を望む方への支援を行う。」として、婚活支援費（企画費）が予算計上され、婚活イベントの開催や婚活支援に関する情報発信を行うなど、本格的に婚活支援に取り組んでいくとのことで、今後の展開に大変期待しております。

また、結婚新生活支援事業への取組については、令和6年12月定例会の一般質問で、同僚議員が取り組むか否かを質問した際の答弁は、効果や課題について調査・研究していくとのことでした。

そこで、以下について伺います。

- ①、婚活支援事業の具体的な内容と進捗状況について。
- ②、婚活支援事業をこの内容に決めた理由について。
- ③、活支援事業から想定する成果とその先に見据えるビジョンについて。
- ④、結婚新生活支援事業への取組の現状について。

二つ目、働き手不足を補うスポットワーク活用の推進について。

近年、労働力人口が減り、多くの業種や職種で働き手不足が問題となっています。特に働き手不足に悩む地元の企業や農業、介護、保育などの現場の悩みを解決する新しい方法として注目されているのが、スポットワークの導入です。

スポットワークとは、必要な時に、必要な時間だけ働くという単発・短時間の仕事のことです。例えば、「今日は3時間だけ働きたい。」「週末だけ働きたい。」といった一人一人のライフスタイルに合わせた働き方ができるのが特徴です。子育てや介護でフルタイムでは働けない方、定年退職したけどまだ働きたい方、副業を探している方など、働きたくても働けない人たちが、スポットワークであればちょっととした空き時間を利用し、地域の新しい働き手として活躍してもらうことができ、眠っていた人材が地域を支える力になります。

一方、企業側にとっては、「急にスタッフが休んでしまった。」「繁忙期だけ人手が足りない。」といった突発的な人手不足を、スポットワークを活用することにより、必要な時に人材を確保でき、業務の停滞を防ぐことができます。

スポットワークサービスのプラットフォーム会社の中には自治体と連携協定を結び、事業者に対して導入・活用方法のセミナーを行ったり、働く意欲のある子育て世代やシニア世代向けにはスポットワークという働き方を解説するセミナーを行ったりと、地域でスポットワークを普及さ

せ、労働力を確保し、慢性的な人手不足を解消していくといった事例もあります。行政が、市内の事業者に対してスポットワークサービスの利用手数料を補助し、スポットワークの仕組みを整え、推進することにより、地域経済を活性化させるだけでなく、住民が地元で働くことで、より暮らしやすい地域づくりにもつながっていきます。

以上のことから、働き手不足を補う対策としてスポットワークの導入を推進することについて本市の見解を伺います。

以上、二つのテーマについて御答弁をお願いいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、神野企画政策課長、答弁。

企画政策課長（神野満裕君）

企画政策課長の神野です。

1の①についてお答えします。

令和7年度、本市が行う婚活支援の取組といたしまして、年2回の婚活イベントの開催と市公式SNS等を活用した婚活支援情報の発信を行ってまいります。

まず婚活イベントにつきましては、過去に市内で婚活イベントの開催実績のある市商工会への委託により、実施をしてまいります。開催時期は、第1回を9月、第2回を11月頃の開催予定でございます。その他の詳細については、現在検討中でございます。商工会とも検討しながら、より良い婚活イベントとなるよう努めてまいります。

また、SNS等を活用した情報発信につきましては、主に愛知県が行う婚活の取組など、結婚を望む方にとってタイムリーな情報を発信してまいります。今年度は、6月14日に愛知県主催で開催されました大規模婚活イベント「モリコロパークde大規模婚活」につきまして、開催告知・参加者募集の情報を4月30日付けで市公式LINE及びXで発信を行いました。

今後もこのような結婚を望む方に有用な情報がございましたら、隨時発信できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

愛知県で大規模な婚活イベントをやっている、先ほどモリコロパークでのイベントが挙げられたんですが、本市でも婚活イベントをやる理由はありますか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

企画政策課長、神野です。

本市で実施する理由としましては、令和3年9月から人口減少が始まっています。その後、令和7年を始期とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する際に、人口ビジョンの基礎資料として市民満足度調査を行いました。その満足度調査の中で、結果として、「より良い相手に出会わない」という理由が第1位の結婚していない理由ということがありましたので、そちらを踏まえ、令和7年度婚活支援のイベントを実施することとなりました。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

今、満足度調査で出会いがないというのが理由の上位にあったということなんですが、「出会いがない」の次に来る理由は何でしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

「出会いがない」に次ぐ第2位の理由は、「経済的に苦しい」という理由です。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

「経済的に苦しい」ということなんですが、経済的な支援策についてはないのでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

まずは第1位の理由である「出会いがない」というところを市としては取り組んでいくという考え方で実施します。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

過去に商工会で開催したイベントで成立したカップルや成婚したカップルなど、後追いはしているんでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

商工会で過去に平成30年度と令和5年度に2回実施しておるというのを承知しております。それぞれ20名から25名程度男女募集をして、ともに定員満員の状態で実施をしたと聞いておりまして、その中で3組、4組ぐらいが成立したというふうには聞いておりますが、その後については承知しておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

今回の婚活イベントでは、後追いはしていきますか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

今回のイベントに関しましても、イベント終了後にアンケートを行う予定をしておりますので、そちらの方で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

アンケートは、どんな内容なのでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

このイベントについてどうだったかというところに重きを置いたアンケートで、この後の答弁にもつながってくるところではありますが、市で実施する意味というところで、市の魅力を参加者の方々に伝えられるようなイベント内容に今検討しておりますので、今後、定住というところまでつなげていけるようなイベントとしていきたいと考えており、そこまで踏み込んだ内容のアンケートとしたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

あと、婚活イベントともう一つ情報発信ということだったんですが、具体的な内容としては、県の婚活イベントの情報を発信することだったんですが、そのほかに予定している情報は何かありますか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

愛知県が設立しております「あいち結婚サポートセンターあいマリ」というものがございます。そちらのほうでは、県のほうがオンライン型で結婚支援を行うものとなっており、そちらの情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

そうなると、既に県が行っている取組を本市が情報発信していくことだと思うんですが、

それだと、情報発信してするようで新しい情報はしていないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

こういった結婚相談支援センターというものについて、やはり1団体で実施するというよりも広域で実施するほうが、登録者数の分母が多くなるというところだと思います。そのほうがより効果的なものであると考えておりますので、本市としましては、まずは愛知県の「あいマリ」を発信していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

それだと、情報を得たいなという側からするとあんまり面白くないので、例えばイベントに向けて、事前に希望者向けに異性との会話術や婚活に適した服装やマナーを学べる専門家を講師とした婚活セミナーなどを開催したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

セミナーだったりというのが、ほかの自治体の例でいきますと、婚活のイベント当日、例えば婚活のイベントが午後あるとすれば、男性だけ午前中からセミナーを行い、その午前中の時に、例えばエントリーシートの書き方であったり、最初のお話の仕方のコツだったりというのをお聞きして、その後、午後に実際にイベントに臨むというやり方の形態もあります。

ただ、今回、本市としましては、そちらをまず行わず、イベントのみを実施し、アンケート等でそういったニーズがあれば、そちらにも応えていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

分かりました。

そうすると、本市の婚活支援事業は、年2回のイベントを開催することと、あと情報発信だと思ふんですけど、出会いの機会の場を提供することが婚活支援事業なのか、つまり一過性のイベントで終わりということでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

先ほどと繰り返しの答弁になりますが、まずは出会いの場を設け、そこに本市の事業と絡めた婚活イベントを実施することで、市の魅力を参加者の方々に知っていただき、ひいては定住につながっていくような事業としていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

あと、シングルマザーやシングルファーザーを対象とした出会いの機会をつくることも必要なと思うんですが、それについては、どうお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

今回、市で行う婚活イベントにつきましては、20代、30代の独身の男性、女性ということを対象にしております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

特にシングルマザーやシングルファーザーと、ちょっと対象を絞ったという点では、今後も検討はされないですか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

そこの方々に特化した事業というのは、今のところ予定しておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

次の質問にお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、神野企画政策課長、答弁。

企画政策課長（神野満裕君）

企画政策課長、神野です。

1の②についてお答えします。

人口減少問題の大きな要因となっている未婚化・晩婚化の背景には、不安定な雇用状況により経済的な余裕が持てないことや結婚そのものに対する価値観の変化など、様々な複合的な要因が挙げられます。

その中でも、令和5年10月から11月にかけて実施いたしました第8回市民満足度調査における若い世代への意識調査によると、現在結婚していない理由として「良い相手に巡り合わない」という理由が、男女共に1位となりました。このことから、本市が行う婚活支援の取組といたしまして、安心して気軽に参加することができる男女の出会いの機会の創出を図るため、婚活イベントを開催するとともに、必要な情報発信を行うことといたしました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

3番お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、神野企画政策課長、答弁。

企画政策課長（神野満裕君）

1の③についてお答えします。

未婚化・晩婚化に伴う少子化問題は、本市だけではなく日本社会全体の課題となっており、若い世代に対する結婚支援は社会全体で推進していくべき取組となっています。

自治体が行う婚活イベントは、主催が自治体であることの安心感や参加費が比較的安価であることから、これまで婚活イベントに参加した経験が少ない方も多く参加される傾向があると言われています。

本市といたしましても、婚活イベントによる成果として、男女の出会いの場を増やすことはもちろんですが、ふだんは積極的に婚活をしていない方々にも、イベントへの参加を通じて、今後の婚活・結婚に対して前向きな気持ちを持つてもらうきっかけの一つとなればと考えております。

また、今後のビジョンとして、この婚活支援の取組を令和6年12月に策定いたしました「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2025」で基本目標の一つとして掲げた「結婚・出産・子育ての希望をかなえ『子育ての場』として選ばれる」の達成に寄与するものとして、ひいては将来的な清須市への定住につながるものにしていきたいと考えておりますので、イベントに参加していただいた皆様に清須市の魅力が伝わるような内容となるよう検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

そうすると、若い世代カップルの定住率向上に向けての取組は、何かしていきますか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

このイベントを通じて本市の魅力を知っていただくことだと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

あと、今回の婚活イベントは商工会に委託して行うということなんですが、市が主体となる取組は何かしないですか。例えば相談窓口の設置など。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

商工会に委託は行いますが、実施主体はあくまでも市になりますので、この婚活イベント自体は市が実施するものになります。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

相談窓口の設置というのは、しないですか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

以前、市商工会の女性部のほうで、結婚相談窓口を開設しておったということを聞いております。現時点では、本市としましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、愛知県の相談サポートセンターあいマリのほうの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

すみません、次の質問にお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の④の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課長の寺社下です。

1の④の御質問にお答えをいたします。

結婚新生活支援事業は、国が実施する地域少子化対策重点推進交付金の中の一つの事業で、婚姻に伴う住宅取得費用やリフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を、所得制限などはあります、29歳以下の方に60万円、39歳以下の方には30万円補助するものです。

愛知県内では、令和6年度は11の自治体が実施しており、令和7年度から新たに実施する自治体もあるようですが、廃止を検討する自治体もあると聞いております。

廃止する要因としましては、追跡調査をしたところ、転入時にその制度を利用したもの、数年で転出される方が多いため、効果が少ないと判断されたものと考えられます。

そのような現状の中、本市としましては、引き続き他の自治体の動向及びその効果、課題の状況を検証してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

この結婚新生活支援事業の廃止を検討する自治体もあるとのことなんですが、その要因として数年で転出される方が多いためというのがあったんですが、その転出理由というのは分かっていますか。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

自治体のほうに確認はしておりますが、転出される理由まで聞かれていないということなんですが、想像すると、賃貸で借りてみえる方は転出をしやすい状況にあるので、そういうことが理由として推測されるのではないかと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

今回、本市の婚活事業として、婚活イベントの開催ということについて質問させていただいたんですが、商工会のイベントとしてならいい企画だと思いますし、全然ありだと思ったんですが、市が婚活支援事業として取り組むことが年2回のイベントで出会いの場を提供するというのと、あと、県がやっていることを情報発信として発信していくというもののは、正直なところ薄っぺらいというか、考えがちょっと浅いなというふうに思いました。

予算を取って本腰を入れてやっていくのであれば、もっと先を見据えたことをやっていくべきではないのか。先を見据えたことというのは、結婚したい人が結婚して本市へ定住してもらうことにつなげることなんですが、出会いがないとは言え、今はマッチングアプリや民間企業が開催する婚活パーティー、それこそ県が開催する大規模な街コンもありますし、本気で結婚したいのであれば、身元が保証された独身会員のみが入れる結婚相談所だってあります。にもかかわらず、出会いがないというのはどういうことなのか。結婚を望む若い世代への本当にためになる婚活支援とはどんなことなのか。

その答えの一つとしては、出会いから結婚、そして、定住までの一貫したサポート体制が必要であり、婚活支援と同時に定住支援策も提供していくことが若者の不安の解消につながるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

神野課長。

企画政策課長（神野満裕君）

企画政策課長、神野です。

まず愛知県が行っています結婚サポートセンターあいマリにつきましては、登録者の方が顔写真付きの写真であったり、本人の確認、独身証明書、収入証明書などを提出した方々が登録されておる状況ですので、先ほどおっしゃられた「安心して」という部分につきましては、こちらのサポートセンターについては、それが当てはまるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

1個、私、今回の質問をするに当たって調べたんですけど、佐賀県の武雄市という所で、人口約4万6,000人の市になるんですが、そこには、「お結び課」という課がありまして、2010年に市長が婚活の取組をマニフェストに掲げて実行して作られた課です。課長は正規の職員で1名、会計年度任用職員で2名で、3名の課です。

やっていることは三つあって、御縁結び、これは、入会金や会員料はかかるない会員登録制で、1対1のお見合いや紹介、二つ目が婚活イベントの開催、三つ目は結婚や婚活に関する相談対応。結婚を希望する独身男女が登録可能で、市外に住んでいても市内のお見合い場所に来られれば登録ができる結婚相談所みたいなものにはなるんですが、令和7年5月末時点の登録者数は合計543人で、男性が290人、女性が253人、市内だと119人で、市外からだと424人。あと、お結び推進員として、市内の老舗旅館や喫茶店事業主にお見合いの場所を提供してもらっているようなものです。

成婚数は、会員同士のカップルだと令和4年は9組、令和5年は17組、令和6年は11組、会員外と結婚に至ったのは令和4年は48人、令和5年が39人、令和6年が31人。令和6年度の予算は39万9,000円、約40万円でこの事業をやっているんですね。これをやることによって成婚しているカップルが結構いるので、いい婚活支援事業だなと思いました。しかも、この取組は15年前、2010年なので、15年前に婚活支援として実行するこの市長の先見性には目を引くものがあると思うんですが、永田市長は、今後、若い世代への婚活支援についてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

先ほど担当課長が答弁したとおりなんんですけども、まずは出会いの場をつくるということと、それから、役所がやることですので、ちょっと私、マッチングアプリというのはどういうものか知らないものですから、身分をきちんとやるっていうのか、役所がやるやつについては、しっかりした身分を提出をしなきゃいかん。身分保障といいますか、身分がきっちりしているので、安心して参加していただけるんではないかなというふうには思っています。

結婚は、本当に結婚したい人がするんであって、結婚したくない人というのはいっぱいいると思うんですけども、定住まで進めるということになりますと、清須は比較的名古屋に近いこともありますし、今、区画整理もやっていますので、定住しようと思えば可能性は十分あるというふ

うに思っています。

今、九州のお話をされましたけども、そこのベースの部分は大分違うかもしれませんけども、そういうことも参考にできるものがあれば、参考にしていきたいなというふうに思っています。ということです。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

私も独身なので、婚活頑張ろうかなと思っているので、ぜひ前向きにお願いします。

つぎにお願いします。

議長（成田義之君）

最後に、2の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦でございます。

2についてお答えさせていただきます。

全国の令和6年度平均有効求人倍率は1.25倍で、直近4月期の愛知県の平均有効求人倍率は1.35倍で、本市は0.61倍でした。これは端的に言えば、本市においては、「買い手市場」で求職者が多く、企業に有利な数値となっています。

しかしながら、介護や製造業など多くの事業者や企業で人手不足の現状はあり、数値とは異なる景況感があるとは承知しております。

スポットワークにつきましては、新しい働き方として活用される方も増えており、自治体でも補助金や仲介事業者と協定を結ぶなど、活用に向けた動きは少しずつ見受けられてきております。

本市としては、有効求人倍率が低く、働く場所が隣接する名古屋市に多くあることから、まずは市内における人手不足の現状など、事業者や企業のニーズの把握に注力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

介護や保育の現場というのは、明らかに慢性的な人手不足だと思うんですが、こういったスポットワーク活用の推進というのを先行して進めていくことはいかがでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

本市の保育園においては、人手が足りてない現状はあるものの、園児や保護者との信頼関係や雇用に関する手続などでスポットワークの活用は困難だと考えております。

また、民間の保育所や介護施設での活用についても、活用する施設や事業者と働く方の信頼関係が不可欠であるため、それら業種において活用は簡単ではないと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

信頼関係が不可欠ということで、かしこまりました。

では、スポットワークの活用以外に、人手不足に対して市が対策として考えていることがあれば教えてください。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

市におきましては、雇用関係の情報交換や雇用問題に関する相互連携を本市管轄であります名古屋中公共職業安定所「ハローワーク中」と行っております。ハローワーク中では、子育て、女性活躍、若年者、外国人の求職者支援はもとより、事業者への支援として高齢者や障がい者の雇用指導、人材マッチングや企業への情報提供を行う業務を担っております。そうしたことから、ハローワークが行う求人業務を市の広報やホームページ、商工会を通じて紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

スポットワークサービスのプラットフォーム会社が行っている、自治体との連携協定を結ぶというものについてはいかがでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

スポットワーク仲介事業者と自治体との協定などでの連携につきましては、東京など大都市を除いた、いわゆる地方の自治体でその動きがあるようです。本市としましては、先に答弁したとおり、まずは市内企業や事業者の人手不足の現状を把握することが先決と考えておりますが、新しい働き方としてのスポットワークについて、自治体として市内企業や事業者に役立つことは、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤奈美君）

ありがとうございました。

先ほど保育や介護の現場では雇用側と働く側の信頼関係が不可欠ということで、信頼関係が必要不可欠という御答弁があったんですが、昨日、教育長から御報告もありましたが、学校教育の現場、しかも、管理職のレベルでも不祥事が起こるくらいなので、スポットワーカーだから信頼できないというのは、私は偏見だと思っております。

今回この質問をさせていただいたのは、私の友人の中に子育て中で保育士の免許を持っている友人が何人かいいるんですが、みんな免許を持っているのに保育とは全く関係のないパート勤務でお仕事をしています。それはなぜかと言うと、本市でも保育士の採用に苦戦されているので分かっていただけるかと思うんですが、保育士としてフルで働くのには負担が大き過ぎるというふうに感じているからです。

友人の一人は、やっぱり子どもが大好きで、せっかく免許を取ったんだから保育の現場に携わりたいなと思っていたところ、本市のとある企業主導型の保育園がスポットワークで保育士を募集していたので、実際に働きに行って、仕事量もちょうどよく、好きな時に、本当にやりたかつ

た仕事で負担なく働けたというのをうれしそうに話してくれたんですね。

そのほかにも、就職活動する学生と地元企業との接点づくりのきっかけで、有償職業体験としてスポットワークを活用し、双方興味があれば、継続的な関係を構築してお互いの理解を深めて地元企業へ就職につなげるといった事例もあります。

きっとこのような潜在的な労働力がまだまだたくさんあると思いますし、私も一般企業で働いていたので分かるんですが、人の採用にもコストと時間がかかります。一度採用すると解雇することもなかなか難しいところで、さらに、採用して、育成して、やっと独り立ちできたところで働いてみたらイメージと違ったなんてこともよくあることだと思います。

今は退職代行サービスというものもあるので、退職するのも簡単です。本採用の前にスポットワークで働いてもらうことによってお互いを見極めることができるという点でも、スポットワークの活用はメリットの方が大きいのではというふうに思っております。

ただ、新しい働き方で、スポットワークという言葉もまだそんなに浸透していないのが現実だとは感じてますので、御答弁いただいたように、本市の人手不足の実態を調査していただき、スポットワークという新しい働き方を浸透させ、推進していってくださることを要望とさせていただき、質問を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、伊藤奈美議員の質問を終わります。

以上で、二日間にわたる一般質問の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、次回の本会議は、6月13日金曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

（ 時に午後2時48分 散会 ）